

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年10月

京都府人事委員会

目 次

報 告	1
Ⅰ 職員の給与に関する報告	1
1 職員給与の実態等	1
(1) 職員給与の状況	1
(2) 民間給与の状況	2
ア 職種別民間給与実態調査	2
イ 調査の実施結果	3
(3) 給与改定の基本的考え方と給与改定に関する本年の諸情勢	3
ア 月例給	3
イ 特別給	5
ウ 物価及び生計費	5
エ 国家公務員の給与等に関する報告及び勧告等	6
2 職員給与の改定等	6
(1) 公民の給与較差に基づく職員給与の改定	6
ア 月例給	6
イ 特別給	7
ウ その他の手当	7
(2) 給与制度に係る諸課題	8
ア 給与制度のアップデート等	8
イ 会計年度任用職員の給与制度	8
Ⅱ 人事制度及び職員の勤務環境に関する報告	9
1 基本的な考え方	9
2 人事制度	9
(1) 人材の確保・定着	9
ア 受験者確保・人材の定着対策	9
イ 競争試験のアップデート	10
ウ 多様な人材の採用	11
(2) 人材の育成・活躍	12
ア 育成マネジメントの推進	12
イ 健康の保持増進	13
(3) 各種任用制度の運用	14
ア 会計年度任用職員	14
イ 臨時的任用職員	14
(4) 公務員倫理の徹底	14
3 職員の勤務環境	15
(1) 総実勤務時間の短縮	15
(2) 教育職員の勤務時間管理	17
(3) 多様で柔軟な働き方の推進	17
(4) 仕事と家庭の両立	18
(5) 適正な勤務環境の確立	19
Ⅲ 給与勧告実施の要請等	20
勸 告	21
第1 改定の内容	21
第2 改定の実施時期	22
別表第1	23
別表第2	47

報 告

地方公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法第14条において、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされている。また、同法第24条において、給与は、職務と責任に応ずるものでなければならないとされ、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされ、給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされている。

人事委員会の報告及び勧告は、地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、人事委員会が中立性、専門性を有する第三者機関の立場から行うことにより、前記の地方公務員法に定める諸原則に基づく適正な勤務条件を確保する機能を有するものである。職員に対して適正な処遇を確保することは、人材の確保や労使関係の安定を図り、効率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、報告及び勧告が果たす役割や職員の勤務条件を取り巻く諸情勢を認識する中で、地域の民間賃金の適切な反映をはじめとする適正な給与制度・水準の確立や適切な勤務環境の確保に取り組んできており、本年においても職員給与の実態、給与決定の基礎となる諸事情及びその他の勤務条件等について調査研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

I 職員の給与に関する報告

1 職員給与の実態等

(1) 職員給与の状況

本委員会が令和5年4月1日現在で実施した、職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員（ただし、再任用された職員及び臨時的任用職員等を除く。）を対象とする職員給与実態調査によると、職員は、昨年比べて257人少ない21,130人であって、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、医療職、研究職及び特定任期付職員の6種9給料表の適用を受けている。

これらのうち給与条例に定める行政職給料表の適用を受ける職員から本年度の新規学卒の採用者等を除いた公民給与の較差算定対象職員（以下「較差

算定対象職員」という。)は4,387人で、その平均年齢は40.4歳、平均経験年数は18.3年、学歴別構成比は大学卒75.3%、短大卒6.8%、高校卒17.8%、中学卒0.1%、男女別構成比は男性59.2%、女性40.8%であり、その給料(給料の調整額を含む。以下同じ。)及び主な手当の平均月額(実支給額)は、給料313,206円、扶養手当6,808円、地域手当26,121円となっている。(「説明資料」第1表参照)

また、教員、警察官、看護師等を含めた職員全体の平均年齢は39.3歳、平均経験年数は17.1年、学歴別構成比は大学卒77.6%、短大卒6.4%、高校卒16.0%、中学卒0.0%、男女別構成比は男性62.4%、女性37.6%であり、給料(教職調整額を含む。)及び主な手当の平均月額は、給料337,794円、扶養手当9,102円、地域手当23,867円となっている。(「説明資料」第2表から第12表まで参照)

(2) 民間給与の状況

ア 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与等を検討する資料を得るため、人事院及び京都市人事委員会等と共同して職種別民間給与実態調査を実施した。

この調査は、人事院が行う国家公務員の給与を検討する資料を得るための調査を兼ねており、府内に所在する企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である1,013の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した227の事業所を対象に調査を実施し、公務と類似すると認められる76職種の職務に従事する者に本年4月分として支払われた給与や民間事業所における過去1年間に支払われた賞与等の調査を行うとともに、各企業における給与改定の状況等についても調査を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、令和2年の調査以降は除外していた病院を本年は再び調査対象とした。

また、物価高を踏まえ、いわゆるインフレ手当について、毎月支給されている場合は月例給として、一時金として支給されている場合は特別給として把握した。

本年の調査完了率は83.8%と、例年と同様に非常に高い割合となっており、その調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものとなっている。

本委員会では、この調査のほか、今後とも、機会あるごとに幅広く情報収集・意見聴取に努め、人事・給与制度に関する調査研究を一層深めていくこととする。

イ 調査の実施結果

民間事業所における給与改定等の状況について調査した結果は、次のとおりである。

採用及び初任給の状況は、新規学卒者の採用（事務員・技術者）を行った事業所の割合は大学卒で41.2%（昨年37.0%）、高校卒で12.5%（同11.8%）となっている。そのうち、初任給が増額となっている事業所は、大学卒で65.8%（同41.4%）、高校卒で88.2%（同43.7%）となっており、据置きとなっている事業所は、大学卒で34.2%（同58.6%）、高校卒で11.8%（同56.3%）となっている。また、初任給の平均額は、大学卒で228,563円（同217,209円）、高校卒で176,360円（同170,129円）となっている。（「説明資料」第14表及び第15表参照）

給与改定の状況は、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は49.4%（同36.1%）、ベースアップを中止した事業所の割合は2.8%（同12.9%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%（同0.0%）となっている。（「説明資料」第16表参照）

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給制度のある事業所のうち、昇給を実施した事業所の割合は、98.5%（同100%）となっており、このうち昇給額が昨年比べて増額となっている事業所の割合は27.6%（同25.5%）、変化なしとしている事業所の割合は65.0%（同72.0%）、減額となっている事業所の割合は5.9%（同2.5%）となっている。（「説明資料」第17表参照）

(3) 給与改定の基本的考え方と給与改定に関する本年の諸情勢

職員の給与は、地方公務員法第24条に根本基準が定められており、改定に当たっては、職員給与の水準を民間給与の水準と均衡させることを基本としてきた。これは、職員についても勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、その時々々の経済・雇用情勢等が反映された民間給与の水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

本年においても、次のア及びイに掲げる方法により比較を行い、職員給与に民間給与の水準を適正に反映させ、広く府民の理解が得られるものとしていく。

ア 月例給

月例給については、単純な平均値によるのではなく、職員にあつては較差算定対象職員、民間企業従業員にあつてはこれに類似すると認められる

事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士の4月分の給与を対比させ、職員の人員数ウェイトを用いたラスパイレス方式により精密に比較を行っている。

本年4月分の月例給について、給与条例に定める本来の給与に基づく公民較差を算出したところ、第1表に示すとおり、職員給与が民間給与を4,134円・1.13%下回っていた。

なお、本府においては、現在、管理職員の給料月額のカット措置が行われており、この措置による減額後の職員給与は、民間給与を4,972円・1.36%下回っていた。

第1表 職員給与と民間給与との月例給の比較

	民間給与 ①	職員給与 ②	較差	
			①-②=③	③/②×100
給与減額前	370,256円	366,122円	4,134円	1.13%
給与減額後		365,284円	4,972円	1.36%

- (注) 1 「給与減額後」は、管理職員等の給与の特例に関する条例による管理職員に対する給料月額のカット措置により、実際に支払われた職員給与である。
 2 管理職員の給料月額のカット措置の影響分は、838円(0.23%)である。
 3 職員給与、民間給与ともに、本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。
 4 比較給与種目は、次のとおりである。

民間給与	職員給与
きまって支給する給与(注1)から時間外手当(注2)及び通勤手当を除いたもの	給料の月額(給料の調整額を含む。)、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当、管理職手当、初任給調整手当

(注1) 基本給、家族手当、地域手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月ごとに支給される給与をいう。

(注2) 超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。

- 5 公民較差の算定は、役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士を比較するラスパイレス方式による。

$$\text{給与較差} = \frac{\sum P_1 Q_0}{\sum P_0 Q_0}$$

P₁…民間企業従業員の平均給与月額

P₀…職員の平均給与月額

Q₀…職員数

ラスパイレス方式

民間企業従業員を役職段階・年齢・学歴に応じて区分した上で、それぞれの区分ごとの給与(平均額)をそれぞれ同等と認められる職員に支給した場合の給与総額を職員の実際の給与総額で除したものの。

なお、民間企業従業員の本年4月分の平均給与月額については、「説明資料」第18表参照のこと。

イ 特別給

職員の特別給（期末・勤勉手当）については、民間の特別給（賞与等）の過去1年間の支給実績を精確に把握して支給割合（月数）を算出し、これと職員の特別給の年間支給月数とが均衡するよう0.05月単位で改定を行ってきている。昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた特別給は、第2表のとおり、年間で所定内給与月額¹の4.51月分に相当しており、職員の特別給の年間支給月数（4.40月分）が民間事業所の特別給の支給割合を0.11月分下回っていた。

第2表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額 (円)	下半期(A ₁)	372,785
	上半期(A ₂)	379,872
特別給の支給額 (円)	下半期(B ₁)	831,388
	上半期(B ₂)	866,793
特別給の支給割合 (月分)	下半期(B ₁ /A ₁)	2.23 ₀
	上半期(B ₂ /A ₂)	2.28 ₂
	計	4.51

(注) 1 「所定内給与月額」とは、月ごとに支給されるすべての給与から超過勤務手当、夜勤手当、休日手当及び宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当を除いたものをいう。

2 「下半期」とは令和4年8月から令和5年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の期末・勤勉手当の年間支給月数は4.40月分である。

ウ 物価及び生計費

物価は令和3年度後半以降、継続的に上昇傾向にあり、本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国では3.5%上昇し、京都市では3.3%上昇となっている。

家計調査（同省）を基礎に人事院が行う計算方法により算定した本年4月における京都市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ158,640円、217,930円及び277,200円となっている。また、全国家計構造調査（同省）及び全国単身世帯収支実態調査（同省）を基礎に算定した同月における1人世帯の標準生計費は、153,080円となっている。（「説明

資料」第25表及び第26表参照)

エ 国家公務員の給与等に関する報告及び勧告等

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与や人事管理等について報告及び勧告を行った。

これによれば、本年4月分として支給された月例給について国家公務員給与と民間給与を比較したところ、国家公務員給与が民間給与を3,869円(0.96%)下回っており、初任給をはじめ若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定し、行政職俸給表(一)の場合、平均1.1%引き上げることとしている。

特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.10月分引き上げることとし、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分することとしている。

また、医師等の初任給調整手当の引上げ改定を行うとともに、在宅勤務等手当を新設することとしている。(「説明資料」参考(令和5年給与勧告の骨子)参照)

なお、小・中学校、高等学校等の教員に適用される教育職給料表に関しては、これまでどおり、改定を行う際のモデルとなる給料表が、本委員会も参画する全国人事委員会連合会において、本年の人事院勧告を踏まえて作成の上、示されている。

2 職員給与の改定等

(1) 公民の給与較差に基づく職員給与の改定

ア 月例給

本府においては、管理職員の給料月額のカット措置が行われている。この措置は、本委員会の勧告に基づく給与改定とは異なる臨時・特例的なものであることから、公民の給与較差に基づく職員給与の改定に当たっては、地域の国家公務員の給与水準を考慮するとともに、給与条例に定める本来の職員給与の水準と民間給与の水準との均衡を図ることを基本に対応することが適切である。

本年4月分の給与条例に定める本来の職員給与と民間給与を比較した結果、前記1の(3)のAのとおり職員の給与が民間給与を4,134円・1.13%下回っており、民間給与との均衡を図るとともに国家公務員に対して執られる措置との均衡を踏まえ、本府においても人事院勧告で示された俸給表等

の構造及び改定内容を基本として次のとおり改定措置を講じる必要がある。

- (ア) 各給料表について、人材確保の観点等も踏まえ、初任給をはじめ若年層に重点を置いて給料表を引き上げる改定を行う。これにより職員給与は、給料表の改定により平均3,839円、給料の月額を算定基礎としている地域手当等の諸手当により平均295円の増額となる。
- (イ) この改定は、本年4月時点の比較に基づいて、職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施するものとする。

イ 特別給

期末・勤勉手当については、府内の民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、次のとおり改定措置を講じる必要がある。

- (ア) 支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とし、支給月数の引上げ分は、府内の民間事業所の支給状況等を考慮しつつ、人事院勧告に準じて期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、それぞれ6月期及び12月期で均等になるよう配分する。
- (イ) 指定職給料表適用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、(ア)との均衡を踏まえ支給月数の引上げを行う。
- (ウ) これらの改定は、本年6月に遡及して実施する。

ウ その他の手当

- (ア) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定を行い、本年4月に遡及して実施することとする。

- (イ) 在宅勤務等手当

本年、人事院は国家公務員の在宅勤務等手当の新設を勧告した。

ライフスタイルが多様化する中、本府においても、時代に即した勤務環境の整備が進められており、特に知事部局等においては、コロナ禍において臨時的措置として講じてきた在宅勤務等の勤務制度の運用を本年6月1日から恒常的な制度として位置付け、制度内容をさらに拡充し、試行的に運用されている。

また、本年の職種別民間給与実態調査によると、在宅勤務を実施する事業所のうち、在宅勤務関連手当を支給する事業所の割合は34.0%で全

国平均より高く、調査を開始した令和3年(28.4%)に比べると5.6ポイント増加しており、府内の民間事業所において在宅勤務関連手当の導入が進んでいる状況にある。また、その額は月額約3,000円とする事業所が最も多くなっている。

こうした本府における在宅勤務の状況や府内の民間事業所の状況は国家公務員及び全国の民間事業所における状況と同様であり、在宅勤務等手当及び手当支給者への通勤手当の調整について、関係法令の改正を待って人事院勧告に準じて措置する必要がある。

(2) 給与制度に係る諸課題

ア 給与制度のアップデート等

本年の人事院報告においては、①人材の確保への対応、②組織パフォーマンスの向上、③働き方やライフスタイルの多様化への対応のそれぞれの観点から、給与制度のアップデートとして、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案が示されている。国家公務員の給与制度の変更は職員の給与制度にも影響を及ぼすことから、人事院の検討状況を注視し、任命権者とも連携して、それぞれの事項の本府への具体的な影響を見定めながら、本府の実情等を十分に踏まえて、給与制度をはじめとする勤務条件の整備を図る必要がある。

このほか、諸手当等については、本府を取り巻く社会情勢に即した府民の納得性の高いものとなるよう、民間事業所や国、他府県の動向等を調査・研究するとともに、業務や職員の勤務実態にも配慮しながら、不断に点検・検証を進め、今後とも適切に対応していく必要がある。

旅費制度についても、国において、国家公務員の制度が国内外の社会情勢の変化に対応したものとなるよう見直しが検討されているところであり、本府においてもその状況を注視する必要がある。

イ 会計年度任用職員の給与制度

会計年度任用職員の給与に関しては、国において、非常勤職員の給与について、常勤職員との均衡をより一層確保することを目的として、本年4月に非常勤職員の給与に関する指針が改正され、常勤職員の給与が改定された場合には、非常勤職員の給与についても、常勤職員に準じて改定するよう努める旨が追加された。

また、これを踏まえ、本年5月には、総務省は、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて、改

定された常勤職員の給与の種類その他の改定の内容及び当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮の上、改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とするよう、技術的な助言をしているところである。

本府においてもこうした状況を踏まえ、会計年度任用職員の給与について、この技術的助言に則して改定を行うことが適当である。

また、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする地方自治法の改正が行われ、令和6年4月1日に施行されることになったところである。これを踏まえ、本府においても、従来からの期末手当制度との均衡も踏まえ、会計年度任用職員に対し、令和6年度から勤勉手当を支給することが適当である。

II 人事制度及び職員の勤務環境に関する報告

1 基本的な考え方

本府は現在、急速に進む少子高齢化、人生100年時代の到来、グローバル化の進展など、これまでに経験したことのない大きな社会環境の変化に直面している。また、働き方の多様化や急速に進む社会のデジタル化への対応、激甚化・頻発化する自然災害への備えなど、複雑かつ困難な行政課題に対し、機動的に対応できる組織を確立していく必要がある。

このためには、本府の各機関においても、いわゆる行政職員のみならず、公立学校の教職員や警察官等について、引き続き多様で有為な人材を確保し、計画的に育成するとともに、それぞれが能力を十分に発揮して活躍できる勤務環境の整備が必要である。任命権者と本委員会が連携して、「人材の確保・定着」、「人材の育成・活躍」及び「勤務環境」の面から、職員一人ひとりの能力と組織全体の活力やパフォーマンスを向上させ、あたたかい京都づくりを着実に進めていくことが求められている。

2 人事制度

(1) 人材の確保・定着

ア 受験者確保・人材の定着対策

多様で有為な人材を継続的に確保していくことは、効果的で効率的な公務サービスを提供し続けるために不可欠であるとともに、それぞれの公務分野において、業務量に応じた執行体制を構築する上での大前提である。

少子化とこれに伴う生産年齢人口の減少が続くとともに、近年、働き方や働くことに対する価値観、ライフスタイルが多様化してきており、これ

までとは就職環境の様相が変化しつつある中で、高い能力や豊富な経験を有する人材に、本府の職員を志望していただけるよう、公務の魅力を高め、効果的に発信するとともに、処遇の改善、勤務環境の整備等の課題に対して、総合的かつ戦略的に取り組んでいく必要がある。

これまでも、本委員会と任命権者は連携して、採用試験に関するガイダンスや説明会において、京都府の仕事の魅力、やりがいでだけでなく、具体的な働き方のイメージが伝わるよう、受験勧奨の活動を強化してきたが、今後はさらに、これまでの採用試験の受験状況等の分析の下、若年層を中心とする受験者側の働き方やライフスタイルに対する考え方、ニーズ等を的確に把握し、これを基に重点的かつ効果的に公務の魅力を発信するなど、人材の確保・定着に取り組んでいく必要がある。

また、本府が就職先として選ばれるためには、初任給等はもとより、職員がやりがいや自己肯定感を持って、生き生きと働くことができる勤務環境の整備を進めることにより、働く場としての職場の魅力向上につなげていく必要がある。

とりわけ、総合土木等の技術職種の採用環境については、公民間また公務同士においても競合が厳しさを増しており、民間企業等における多様な経験・高度な専門性を有する人材の獲得などにも取り組んでいく必要がある。

高校卒業見込みの年齢で受験が可能となる各種の採用試験においては、近年、少子化や大学進学率の上昇により、受験者が減少傾向にあるが、府内高校等への訪問や、高校生等が就職先を検討し始める時期に、効果的な広報活動を実施するなど、積極的な受験勧奨を行っていく必要がある。

イ 競争試験のアップデート

多様で有為な人材を確保していくためには、アで述べた受験者確保対策等に取り組むとともに、受験しやすい採用試験制度への不断の見直しが必要である。

本委員会では、これまで任命権者と連携し、採用試験の実施方法、受験時期、受験資格等の見直しを図ってきたが、人事院においては、昨年度から国家公務員の採用試験の改革に取り組んでおり、本年度は、合格有効期間の延長をはじめ、春の総合職試験の日程の前倒し、総合職試験（教養区分）の受験年齢の引下げなどを実施しており、また来年度は、総合職試験に人文系の専攻者が自らの専門分野を選択して受験可能とすることや春の大卒程度試験で試験問題の出題の見直しなどを実施するとしている。今

後、一般職大卒程度試験においても、同様の見直しの検討が進められる中、さらに、オンライン方式を活用した採用試験について検討を行うこととしている。

本府においても、こうした国家公務員の採用試験実施方法の見直しや民間企業の採用活動の早期化に対応するため、先行実施枠での試験区分の拡大や民間企業等で広く利用されている能力試験の更なる活用など、受験者のニーズや負担の軽減などの観点から、令和6年度に向け、受験しやすくなるよう、見直しを検討していく。

ウ 多様な人材の採用

本府の職員への志願者が減少傾向にある中で、必要な人員を戦略的に確保していくためには、新規学卒者の長期勤続によるキャリア形成が主眼となる競争試験による採用と、任命権者が執行体制上の必要性等から実施する選考による採用を必要に応じ組み合わせることが有効であり、本委員会としても、多様な人材の確保に向け、任命権者の取組に適切に対応していくこととする。

障害者雇用については、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」の実現につながるものであり、本府においては、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨等を踏まえて、率先して、かつ計画的に障害者雇用の促進を図っていく必要がある。本委員会としては、任命権者が策定した障害者活躍推進計画が円滑に進捗するよう、可能な限りの合理的配慮、障害の特性に応じた勤務条件や勤務環境の整備に努めるなどの対応を求めていくとともに、障害者を対象とする採用試験を引き続き実施していく。

いわゆる就職氷河期世代の採用については、本府においては、令和2年度から計4回の試験を実施してきたところである。政府においては、令和5年度からの2年間を就職氷河期世代支援の第二ステージと位置付け、公務員等での採用を推進していくこととしており、本府においても、受験対象者の動向を踏まえつつ、採用試験の実施について検討を進めていく必要がある。

教員の採用については、任命権者である教育委員会が、教育職員免許状取得者から選考する仕組みとなっているが、近年、受験者の減少に伴う採用倍率の低下傾向が続いている。本委員会としても、必要に応じて教育委員会との意見交換を進めることとしているが、教員の確保は学校教育の根幹にも関わる課題であり、文部科学省による様々な対策とともに、本府に

においても、教育委員会が教職課程を有する大学との連携など、積極的な取組を進めることが必要である。

(2) 人材の育成・活躍

ア 育成マネジメントの推進

採用後は、職員がその職務を十分に果たすためには、職員一人ひとりの意欲や資質・能力の一層の向上を図るとともに、職員が自身の能力を最大限に発揮し、組織の活性化と課題対応力の強化を図っていくことが求められている。

この間、任命権者においては、地方公務員法に基づく人事評価の適切な運用や、それぞれにおいて作成された人材育成に係る指針に基づく能力の向上に向けて取り組まれている。

一方、社会状況の変化はもとより、退職者の増加に伴う職員の年齢構成の変化や、定年年齢の引上げに伴う在職期間の長期化、働き方改革の進展など、職員を取り巻く勤務環境も変化し、職員のライフスタイルや職業観も多様化してきている。

また、今後、採用時期や年齢をはじめ、様々な経験・専門性を有する多様な人材による公務運営がさらに進展すると考えられる中で、若手職員から高齢層職員まで、それぞれの役職段階において、組織の中で求められる役割や本人のキャリアプラン、求められる能力の変化等に応じたリスキングの機会の提供など、効果的で適切な手段により、職員の更なる能力向上を図るための取組を実施していく必要がある。

新規採用職員及び若手職員に対しては、早期に組織への定着を図る観点からも取組を充実させる必要があり、併せて、職員が自身のキャリアについて考える機会を設け、キャリア形成のために必要な能力を獲得することを可能にする環境を整えていくことも重要である。

高齢層職員の勤務を取り巻く状況については、改正後の職員の定年等に関する条例等が本年4月に施行されたところであるが、定年引上げ後の60歳を超える職員が実際に勤務を行うことになる令和6年度に向け、任命権者は定年引上げに伴う様々な制度設計を着実に進め、職員の任用や職場運営が円滑に行われるよう準備を進める必要がある。

令和6年度以降は、当該職員に加え、定年前再任用短時間勤務職員や暫定再任用職員など、多様な任用形態の60歳を超える職員が公務の職場で働くことになることや、職員の在職期間がこれまでより長期になっていくことを踏まえ、それぞれの職務・職責に応じて、モチベーションを持って職

務に従事することができるよう、勤務条件の整備を図っていくとともに、定年まで継続して能力を発揮できるよう、自発的な学習機会の活用促進等が求められる。

また、管理監督職員に対しては、職員の育成が重要な使命であるという意識付けの下、組織目標の達成や人材育成等に取り組むことが重要であり、管理監督職員のマネジメント能力の向上に向けた取組が必要である。

こうした取組により、職員の働きがいや向上心、組織に対する愛着等を高めるとともに、公務に対する矜持を持ち、複雑・多様化する行政課題や府民ニーズに柔軟・的確に対応できる高い専門性と連携意識、強い使命感の下、意欲的に課題に挑戦する職員を計画的に育成していくことが重要である。

イ 健康の保持増進

職員がその生活を充実させることはもとより、能力を十分に発揮し、行政サービスを一層向上させるためにも、職員の健康の保持増進は極めて基本的な重要課題である。

本府においても、職員の健康状態の把握や生活習慣病等の予防、メンタルヘルスの不調を未然に防ぐ取組等を進めてきたが、病気休職者数及び30日以上有病気休暇取得者数は、任命権者全体としては昨年度より増加している。

今後さらに、産業医との連携を強化し、定期健康診断等の全員受診の徹底、精密検査の受診促進による早期対応や特定健康診査制度などを活用した長期的・予防的な観点からの健康増進を図るとともに、メンタルヘルス対策については、これまで以上に予防、早期発見・早期対応、職場への復帰支援・再発防止のそれぞれの場面における対策に、積極的に取り組む必要がある。

所属長は、職員の健康管理の責任者として、日頃から職員の勤務状況や健康状態を把握し、産業医等との連携を行うほか、衛生委員会を積極的に活用しながら、職員が健康な状態で勤務できるよう対策を講じる必要がある。また、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレス調査の集団解析結果を参考に、職場のストレス要因を検証し、職場改善に積極的に取り組むとともに、日常的に職員と接する中でその言動等に現れる変化を早期に発見し、職員に専門医の受診を促すなど、適時・適切に対応することが重要である。さらに、病気休務から職場に復帰する職員については、専門医、家族等と緊密に連携し、職員の個々の状況に配慮したフォ

ローアップを適宜・適切に継続していくことにより、再発の防止に努めることが必要である。

また、職員自らも心身の健康づくりに関心を持って行動することや、全職員が一体となり、継続的かつ積極的に安心して働ける職場づくりに取り組む機運を醸成することも重要となっている。

(3) 各種任用制度の運用

ア 会計年度任用職員

簡素で効率的な組織を維持しつつ、行政ニーズの変化や多様化に柔軟かつ的確に対応するため、本府においても、様々な形態の職で会計年度任用職員が任用され、公務の円滑な推進に寄与してきている。

令和2年4月の地方公務員法の改正により、当該職員は一般職の地方公務員として同法上の各種規定が適用されることとなり、本府においても、任用や勤務条件に関する各種の制度が整備されたところである。

本委員会は長年にわたり、非常勤職員が意欲と能力を発揮し公務に精励できることは、効率的な行政運営のためにも重要であると報告で言及してきているが、会計年度任用職員制度の導入後においても、常勤の一般職員との権衡を考慮した処遇が求められるところであり、任命権者においては、Iの2の(2)のイで示したことも含め、引き続き、関係法令等を踏まえ、適切な運用となるよう努める必要がある。

イ 臨時的任用職員

地方公務員法においては、臨時的任用職員について、常時勤務を要する職に欠員が生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するときなど、定められた事由に限り任期を限って任用することが定められている。一部の身分保障に係る地方公務員法の規定が適用されないなど、正式任用とは異なる側面があることから、厳格な要件の下で任用されることが求められており、任命権者においては、法令の趣旨を十分理解し、適切な運用を図らなければならないことに改めて留意する必要がある。

(4) 公務員倫理の徹底

職員は、全体の奉仕者であり、法令遵守はもとより、公務員としての高い職業倫理が求められていることは改めて言うまでもない。昨年度の懲戒処分 の総数は前年度より減少したものの、免職に至る極めて深刻な事案が増加したが、こうした事案の発生により、府政全体に対する府民の信頼を著しく損

なう事態が生じることのないよう、職員一人ひとりが、法令遵守はもちろん、強い使命感を持って職務を遂行する必要がある。また、職務外においても公務員として相応しい行動が求められるという自覚と責任、高い倫理観とコンプライアンス意識を持って自らを律するよう、それぞれの職員の公務員倫理を高める取組を継続して進める必要がある。

府政運営の方向として、府民をはじめ様々な主体との連携・協働の必要性が高まる中、これまで以上に府民に信頼される府政の確立が求められており、任命権者においては、職員がより適正に職務を行うことができるよう、内部統制制度の運用をはじめ、組織的な相互牽制機能を高めることが重要である。

所属長は、各所属において日頃から職員相互が円滑に意思疎通のできる風通しの良い職場環境づくりに取り組み、職員への的確な指導・助言を通じ、早い段階でリスクに気づき、適切な対応が取れるよう努める必要がある。

3 職員の勤務環境

(1) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員が心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる勤務環境の実現につながるものであり、ワーク・ライフ・バランスの実現に寄与するとともに職員の健康の保持増進、さらに、多様で有為な人材の確保にも資する極めて重要な課題である。

職員の勤務時間は、原則として、4週を超えない期間につき1週当たり38時間45分と定められ、1日につき7時間45分の勤務時間が割り振られるとともに、週休日が設定されている。時間外勤務は、この例外として、公務のため臨時又は緊急の必要があるときに命じることができる仕組みとなっている。

したがって、時間外勤務の縮減に当たっては、まず、所属長が職員一人ひとりの勤務状況や業務の内容、進捗状況を正しく把握していることが重要であり、このことは、職員間の業務の平準化や人事委員会規則又はいわゆる三六協定で定める時間外勤務の上限規制を遵守する上でも基本となる。時間外勤務を行う職員やそれを命じる所属長が、勤務時間法制やルールについて共通の認識に立つとともに、所属長にあっては、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に沿って、客観的な記録を基礎とした適切な勤務時間管理を行う必要がある。また、三六協定を締結している事業場においては、協定更新に合わせ、時間外勤務に関する課題等について、協議を行う必要がある。

また、命令された勤務時間に対する時間外勤務手当は、適時・適切に支給されなければならないものである。

任命権者においては、こうした時間管理に加え、現在実証試験が行われている生成AIや情報通信技術の活用等を通じて、引き続き事務事業の効率化を図るとともに、業務内容や業務量など各職場の実態に応じた人員配置を行うため必要な人員を随時・的確に確保し、全庁的に時間外勤務の縮減につなげていく必要がある。

本委員会としても、任命権者と連携して必要とする人材の確保に向けて取組を進めていくことに加え、事業場調査等において、関係法令等に定められた対応の実施を引き続き指導していくとともに、調査結果を本委員会のホームページで公表することにより、各事業場における勤務時間管理の重要性への認識を向上させ、適正な管理を推進するための啓発を行うこととする。

なお、長時間勤務は心身の健康や生活に深刻な影響を及ぼすこともあることから、所属長は、産業医等による面接指導を職員に受けさせるなど関係法令の趣旨を踏まえた措置を講じなければならない。

また、週休日や休日に長時間の勤務を命じる場合は、職員の健康保持はもとより、総実勤務時間の短縮の観点からも、予め週休日の振替等や代休日の指定を行い、職員が勤務することを要しない日等を確保する必要がある。

加えて、年次休暇や夏季休暇の計画的取得、連続取得の促進についても総実勤務時間の短縮に有効である。昨年度の年次休暇の取得日数は、警察本部では、全ての職員が5日以上であった一方、他の任命権者では1割から2割程度の職員が5日未満という状況であった。所属長は、年次有給休暇5日の取得を義務付けた民間労働法制の趣旨を踏まえ、年次休暇等の計画的取得や取得促進、取得しやすい職場環境の整備、働き方に関する職員への意識啓発等に引き続き取り組む必要がある。なお、これら長時間勤務の抑制や年次休暇等の取得の取組は、管理職員についても同様に重要である。

さらに、国家公務員に関して、本年の人事院報告では、夏季休暇の使用可能期間である7月から9月までの期間が業務上繁忙期に当たるため、当該期間内に休暇を使用することが困難な職員について、当該期間を前後各1月の期間拡大し、休暇を使用することが可能とされた。

本府においては、昨年度から使用可能期間を6月から9月までの期間としていたところであるが、夏季休暇は、夏季において心身ともに健康を保つための休暇として重要であることを勘案し、使用可能期間内に休暇を使用することが困難な職員が存在する場合には、国家公務員に準じた取扱いとすることが適当である。

(2) 教育職員の勤務時間管理

教育職員の勤務時間管理については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）に基づく在校等時間による適切な管理が求められており、これに対する教育職員の適切な理解と、教育委員会や各学校での取組の推進が必要となっている。

府立学校では、「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に基づき、ICカードによる出退勤時刻記録を基礎とした在校等時間の把握を行うとともに、段階的に在校等時間の縮減を図るための取組が進められている。昨年度は、全体で平成29年度比16.4%の減少となり、一定の成果が見られるところであるが、引き続き、働き方改革を推進するとともに、保護者や地域等関係者の理解を得ながら、学校行事の実施方法の工夫など学校現場における具体的な業務改善の取組を着実に実行していく必要がある。

また、部活動指導については、国において令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、本年度からの3年間を地域移行を目指す改革推進期間と位置付け、地域の実情に応じて柔軟に部活動改革を推進することとされたところであり、教育職員の負担軽減の観点からも、本府における対応を検討していく必要がある。

なお、令和3年4月に施行された改正給特法により、学校を設置している地方公共団体が1年単位の変形労働時間制の導入を選択できることとなった。本府においてこの制度を導入するためには、まず省令等に盛り込まれた条件を満たす必要があるが、制度の趣旨に沿って勤務日数や勤務時間が適切に設定できるか等の課題も精査した上で、市町教育委員会等や校長をはじめ教育職員の意見を十分踏まえ、対応を検討することが求められる。

(3) 多様で柔軟な働き方の推進

多様で柔軟な働き方は、職員のワーク・ライフ・バランスの実現や、総実勤務時間の短縮に資するとともに人材確保・定着にも資すると考えられることから、効果的な勤務時間制度の整備を検討していくことが重要である。

テレワークは、多様で柔軟な働き方を推進するために効果的なものであり、仕事と家庭の両立や出勤困難時の業務継続にも活用されている。知事部局等においては、本年からは、ライフスタイルに応じた柔軟な働き方の実現によるワーク・ライフ・バランスの推進等を目的に、コロナ禍における臨時的な制度として講じてきた措置を、恒常的な制度として位置付けるとともに、制度内容をさらに拡充し、試行的に実施されている。テレワークを新型

コロナ後の社会における一つの勤務形態として定着させるため、テレワークを実施する際の勤務管理、長時間労働対策及び健康管理等について、所属長が職員の勤務状況を直接把握することが困難であること等のテレワーク特有の事情を踏まえた取扱いを示すことが重要であり、国の検討状況も踏まえ、本府においても対応が必要である。

また、近年のワーク・ライフ・バランスの重要性への意識の高まりや、職員の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、働き方に対するニーズも多様化している。

国家公務員に導入されているフレックスタイム制等の利用による柔軟な働き方の推進は、職員一人ひとりの能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するものであるとされており、本年、人事院は令和7年度からの対象者の拡大を勧告したところである。

また、人事院報告においては、1日の勤務終了後、翌日の出勤までの間に一定以上の休息時間を確保する勤務間インターバル制度について、職員の健康維持や公務能率の向上などその効果や重要性について言及した上で、令和6年度から勤務間インターバルの確保を各省各庁の長の努力義務とすることとされた。

一方で、これらの制度の導入に当たっては、適切な公務運営の確保や勤怠管理をはじめとする業務マネジメントの充実が不可欠であることから、本府においても、取組を進める国の動きや他府県の動向を注視しつつ、研究を進める必要がある。

(4) 仕事と家庭の両立

個々の職員の生活の基盤は家庭であり、職員が家庭において性別にかかわらずなく仕事と育児・介護等が両立できる勤務環境を整えることは、安心して働き続ける上で極めて重要な課題であり、また、多様で有為な人材の確保・定着にもつながるものであることから、その重要性は、ますます高まっている。

本年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」の中で、国・地方の公務員（一般職・一般行政部門常勤）に係る男性の育児休業取得率の政府目標が大幅に引き上げられた。

仕事と育児の両立の一つの指標となる男性職員の育児休業取得率は上昇傾向にあるものの、女性職員の育児休業取得率と比べれば、なお差が存在しており、それぞれの家庭や個人の選択が尊重され、育児休業をはじめとする制

度を希望する職員が活用できることが求められている。

「子育て環境日本一」を目指す本府においては、政府目標も踏まえ、所属長は、職員の仕事と育児・介護等との両立の重要性や制度の内容を十分に理解し、周囲の職員の意識醸成を進めるなど職員が制度を利用して安心して働ける職場環境づくりを進めるとともに、代替職員の配置を含めた業務体制の再構築など、職場全体としてのサポート体制を構築する取組を一層推進する必要がある。

(5) 適正な勤務環境の確立

職員が働いている職場は、事業場として位置付けられており、その勤務環境を整えることは、労働安全衛生面から職員の安全と健康を確保する上での基本である。

府の事業場には、原則として、労働安全衛生法等が適用されるため、事務所の室温など環境管理等について定める事務所衛生基準規則等に基づいて適切に対応することはもとより、令和5年4月から順次施行されている新たな化学物質規制への対応も必要となっている。さらに、衛生委員会を効果的に活用し、安全衛生の取組について引き続き職員に周知するなど、安全で健康的な職場の整備に努める必要がある。

これに加え、衛生設備の改修やバリアフリー化等、職場の勤務環境の整備は、来庁する府民へのサービスや接遇の向上にもつながることから、引き続き、計画的な対応に努める必要がある。

健康増進法に基づき、学校・病院等や行政機関は、原則として敷地内は禁煙とされている。府立学校、府立病院での全面禁煙が実現されている一方、本庁敷地内においては、法令の規定に則った受動喫煙対策を実施した上で、喫煙場所が設置されている状況にある。任命権者においては、法令に適合した施設管理や施設利用者への周知等により、引き続き適切な受動喫煙対策の徹底を図るとともに、職員の禁煙に向けた支援等に取り組む必要がある。

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントをはじめとする上司や同僚等による不適切な言動等は、職員の人格や尊厳を不当に傷つけ、仕事への意欲や自信を減退させ、メンタルヘルス不調の一因となるだけでなく、職員の能力発揮を妨げ、正常な公務運営の障害になる重大な問題である。

任命権者においては、これまでから、職員に対してハラスメントについての正しい理解を促し、意識啓発を行う等、未然防止や発生した場合の適切な対応に努めてきたところであるが、引き続き積極的に対策を進める必要があり、特に管理監督職員については、自身が職場運営のキーパーソンであるこ

とを自覚し、「ハラスメントを発生させない、見逃さない」という強い意識を持って行動することが求められている。

また、性的指向やジェンダーアイデンティティに関わらず誰もが安心して勤務できる職場づくりに向けた取組や妊娠・出産・育児休業・介護休暇等に関するハラスメントの防止等の取組をより一層進めていくことも重要である。

本委員会では、所属長等を主な対象として「勤務条件及び安全衛生に関する講習会」を開催するなど、これらの課題について、意識醸成を図ってきた。任命権者においては、引き続き、所属長をはじめ管理監督職員に対し、所属職員への適切な対応について注意喚起を行うとともに、万一、事案が発生した場合でも安心して相談できる窓口づくりや円滑な解決を図る体制づくりに努める必要がある。

本委員会においても、相談窓口職員のスキルアップに努めるなど、引き続き苦情相談への的確な対応と任命権者との連携による適切な事案解決に向けて、相談機関としての機能の向上を図るものとする。

Ⅲ 給与勧告実施の要請等

本報告の冒頭に示したとおり、職員の給与等に関する報告及び勧告の制度は、公務員について憲法に保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、この制度は、職員にとって社会一般の情勢に適応した適正な給与等の勤務条件を確保する機能を有するものである。

職員は、府民の命と健康、生活を守るため、一般行政や教育、警察等の各分野において真摯に職務に精励している。

このような状況の中で、民間準拠により公務員給与を決定する仕組みを通じて適正な給与を支給することは、府民から支持される納得性の高い給与等の制度と水準を保障し、職員の努力や実績に報いるとともに、効率的な行政運営に資するものである。また、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定にも寄与するものである。

については、こうした本制度の意義、役割と今日の給与を取り巻く環境について、深い理解を示され、これを実施されるよう要請する。

なお、本府においては、厳しい財政状況等を踏まえ、管理職員に対する給与抑制措置が、条例に基づいて毎年度期限が延長されつつ実施されてきている。本委員会はこれまでも、この措置は本委員会の勧告に基づく給与改定とは異なる臨時・特例的なものであることを述べてきたが、改めて一般職に属する公務員としての適正な給与が確保されるよう望むものである。

勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

第1 改定の内容

1 職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額
の限度を415,600円とすること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師
で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対
する支給月額を51,100円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月
分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6875月分）
とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ
1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5月
分）とすること。

(イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月
分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5875月分）
とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ
1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6月
分）とすること。

(ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分

とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分とすること。

ウ 在宅勤務等手当

人事院勧告に準じて新設すること。

2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、第1の1の(2)のイ及び2の(2)については令和5年6月1日から、第1の1の(2)のウについては令和6年4月1日から実施すること。

別表第1
行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 勤務 員以 外の 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,100	210,600	243,900	275,000	299,100	327,200	370,100	415,500	465,700	529,700
	2	165,300	212,300	245,400	276,600	301,200	329,400	372,700	417,900	468,800	532,600
	3	166,500	214,100	246,900	278,200	303,300	331,600	375,200	420,400	471,900	535,800
	4	167,600	215,600	248,300	279,800	305,200	333,600	377,600	422,800	474,900	538,900
	5	168,700	217,100	249,500	281,300	307,000	335,700	379,500	424,800	477,900	542,000
	6	169,800	218,900	251,100	283,000	308,800	337,700	382,000	426,900	481,000	544,400
	7	170,900	220,600	252,600	284,800	310,500	339,600	384,400	429,000	484,000	546,900
	8	172,000	222,400	254,100	286,700	312,100	341,500	386,900	431,300	487,100	549,300
	9	173,000	223,900	255,200	288,400	313,700	343,500	389,300	433,200	489,900	551,700
	10	174,500	225,400	256,600	290,300	315,900	345,500	392,000	435,300	493,000	553,600
	11	175,800	226,900	258,100	292,100	318,100	347,500	394,600	437,400	496,100	555,400
	12	177,100	228,400	259,400	293,900	320,200	349,500	397,200	439,400	499,200	557,300
	13	178,300	229,700	260,700	295,800	322,200	351,400	399,600	441,100	501,900	559,000
	14	179,800	231,100	262,000	297,400	324,200	353,400	401,900	442,900	504,300	560,500
	15	181,400	232,500	263,200	298,800	326,100	355,300	404,100	444,800	506,600	561,800
	16	183,000	233,900	264,400	300,200	328,100	357,200	406,400	446,700	508,900	562,900
	17	184,100	235,300	265,600	301,700	330,000	359,000	408,300	448,600	510,900	564,200
	18	185,500	236,900	266,900	303,800	332,000	361,000	410,200	450,400	512,400	565,200
	19	186,900	238,500	268,200	305,800	333,900	362,800	412,100	452,200	513,900	566,100
	20	188,300	239,900	269,500	307,600	335,900	364,700	413,900	453,900	515,300	567,000
	21	189,700	241,100	271,000	309,300	337,600	366,700	415,800	455,800	516,500	568,000
	22	192,000	242,700	272,500	311,300	339,600	368,600	417,600	457,300	517,900	
	23	194,200	244,200	274,100	313,200	341,600	370,500	419,400	458,700	519,400	
	24	196,400	245,600	275,600	315,000	343,600	372,400	421,200	460,200	521,000	
	25	198,700	246,700	277,200	316,700	345,000	374,300	422,800	461,600	522,100	
	26	200,400	248,200	279,000	318,800	346,900	376,300	424,400	462,900	523,200	
	27	201,900	249,500	280,600	320,800	348,800	378,200	425,900	464,300	524,400	
	28	203,400	250,700	282,200	322,700	350,800	380,100	427,400	465,500	525,600	
	29	204,900	251,800	283,800	324,400	352,400	381,600	428,900	466,500	526,600	
	30	206,400	252,800	285,300	326,500	354,300	383,500	430,200	467,200	527,500	
	31	207,800	253,800	286,900	328,500	356,100	385,300	431,600	468,000	528,500	
	32	209,200	254,700	288,400	330,500	357,900	386,900	432,800	468,700	529,400	
	33	210,600	255,600	289,500	331,700	359,800	388,600	434,000	469,400	530,200	
	34	211,900	256,500	291,100	333,700	361,600	390,000	435,300	470,200	531,100	
	35	213,200	257,300	292,600	335,700	363,300	391,500	436,600	470,900	531,800	
	36	214,600	258,100	294,200	337,700	365,000	392,900	437,800	471,600	532,300	
	37	215,900	258,800	295,600	339,600	366,400	394,300	439,100	472,100	533,000	
	38	217,100	259,900	297,200	341,500	367,800	395,500	439,900	472,700	533,600	
	39	218,300	261,100	298,800	343,500	369,100	396,700	440,700	473,300	534,400	
	40	219,400	262,300	300,400	345,400	370,500	397,700	441,500	473,900	535,000	
	41	220,500	263,500	301,900	347,200	371,600	398,900	442,100	474,400	535,500	
	42	221,700	264,700	303,600	349,100	372,500	400,100	442,800	474,900		
	43	222,700	265,800	305,100	351,000	373,500	401,200	443,500	475,300		
	44	223,700	266,900	306,600	352,800	374,700	402,300	444,200	475,600		
	45	224,600	268,000	308,200	354,300	375,500	403,000	445,000	475,900		
	46	225,500	269,100	309,800	355,700	376,400	403,700	445,800			
	47	226,400	270,300	311,500	357,100	377,300	404,400	446,200			
	48	227,300	271,300	313,000	358,700	378,100	405,100	446,900			
	49	228,200	272,300	313,900	360,200	378,900	405,700	447,500			
	50	229,100	273,300	315,400	361,000	379,700	406,300	447,900			
	51	230,100	274,300	316,900	362,000	380,500	406,900	448,300			
	52	231,000	275,200	318,600	363,000	381,200	407,300	448,700			
	53	231,800	276,100	320,200	363,900	381,900	407,700	449,100			
	54	232,700	277,000	321,800	365,000	382,700	408,000	449,500			
	55	233,600	278,000	323,300	365,900	383,400	408,300	449,900			
56	234,400	278,900	324,800	367,000	384,100	408,600	450,200				

57	234,700	279,800	326,300	367,900	384,600	408,900	450,500
58	235,500	280,700	327,500	368,600	385,200	409,200	450,900
59	236,200	281,600	328,600	369,300	385,800	409,500	451,200
60	236,800	282,500	329,700	369,900	386,500	409,800	451,500
61	237,400	283,500	330,400	370,300	386,900	410,100	451,800
62	238,200	284,500	331,300	370,900	387,600	410,400	
63	238,800	285,400	332,100	371,600	388,200	410,700	
64	239,300	286,400	332,900	372,300	388,800	411,000	
65	239,800	286,900	333,700	372,600	389,200	411,300	
66	240,300	287,600	334,100	373,300	389,800	411,600	
67	240,800	288,300	334,800	374,000	390,400	411,900	
68	241,400	289,200	335,500	374,700	391,100	412,200	
69	241,900	290,200	336,300	375,000	391,500	412,400	
70	242,400	291,000	337,000	375,600	392,000	412,700	
71	242,900	291,800	337,700	376,300	392,500	413,000	
72	243,400	292,600	338,300	376,900	393,100	413,200	
73	243,900	293,300	338,800	377,200	393,400	413,400	
74	244,400	293,800	339,400	377,800	393,800	413,700	
75	244,800	294,300	339,900	378,500	394,200	414,000	
76	245,300	294,700	340,500	379,100	394,600	414,200	
77	245,900	294,900	340,800	379,500	394,900	414,400	
78	246,400	295,200	341,300	380,000	395,200	414,700	
79	246,900	295,400	341,700	380,600	395,500	415,100	
80	247,400	295,700	342,100	381,100	395,700	415,300	
81	247,800	295,900	342,600	381,600	395,900	415,500	
82	248,300	296,100	343,100	382,200	396,200	415,800	
83	248,700	296,400	343,600	382,800	396,500	416,100	
84	249,100	296,600	344,100	383,100	396,700	416,300	
85	249,500	296,900	344,400	383,500	396,900	416,500	
86	249,900	297,200	344,800	384,000	397,200		
87	250,300	297,500	345,300	384,400	397,500		
88	250,700	297,800	345,700	384,800	397,700		
89	251,100	298,100	346,000	385,200	397,900		
90	251,600	298,500	346,400	385,700	398,200		
91	251,900	298,800	346,900	386,100	398,500		
92	252,200	299,200	347,300	386,500	398,800		
93	252,500	299,400	347,500	386,800	399,000		
94		299,600	347,900	387,300			
95		299,900	348,400	387,700			
96		300,300	348,800	388,100			
97		300,500	349,000	388,400			
98		300,800	349,400	388,900			
99		301,200	349,800	389,300			
100		301,600	350,100	389,700			
101		301,800	350,500	390,000			
102		302,200	350,900				
103		302,600	351,300				
104		302,900	351,700				
105		303,100	352,200				
106		303,400	352,600				
107		303,800	353,000				
108		304,100	353,400				
109		304,300	353,900				
110		304,700	354,300				
111		305,100	354,600				
112		305,400	354,900				
113		305,600	355,400				
114		305,800					
115		306,100					
116		306,500					
117		306,700					
118		306,900					
119		307,200					

	120		307,500								
	121		307,900								
	122		308,100								
	123		308,400								
	124		308,700								
	125		309,000								
定年前任用 再任用 短時間勤務 職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		191,100	218,900	259,400	279,000	294,400	320,200	362,500	396,100	447,900	529,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年 再 用 任 短 時 間 勤 務 員 以 外 の 員	1	190,500	206,700	230,800	268,600	306,300	330,600	356,200	389,400	430,300
	2	192,300	208,400	232,800	270,200	308,100	332,700	358,400	391,700	432,200
	3	194,200	210,200	234,600	271,600	309,800	334,800	360,700	393,600	434,100
	4	195,900	212,000	236,400	273,000	311,700	336,800	362,600	395,500	436,000
	5	197,300	214,000	238,500	274,500	313,200	338,800	364,500	397,200	437,400
	6	199,300	216,100	240,000	275,800	315,000	340,300	366,600	399,300	439,100
	7	201,100	218,400	241,500	277,000	316,900	341,800	368,600	401,100	440,700
	8	203,000	220,600	243,100	278,300	318,900	343,400	370,400	402,900	442,200
	9	204,600	222,600	245,000	279,300	320,500	344,900	372,100	404,600	443,600
	10	206,400	224,700	246,700	280,500	322,500	347,100	374,100	406,500	445,300
	11	208,100	226,800	248,400	281,700	324,500	349,300	376,200	408,600	446,900
	12	209,800	228,600	249,900	282,800	326,600	351,400	378,200	410,600	448,400
	13	211,500	230,500	251,600	283,900	328,500	353,200	380,000	412,200	449,300
	14	213,600	232,300	253,500	285,200	330,100	355,200	382,000	414,300	450,900
	15	215,700	234,000	255,400	286,300	331,600	357,100	384,100	416,400	452,700
	16	217,700	235,600	257,200	287,300	333,100	359,100	386,100	418,500	454,500
	17	219,800	237,500	258,500	288,000	334,700	361,000	387,700	420,200	456,100
	18	221,700	239,000	260,000	289,400	336,900	363,000	389,700	421,800	457,900
	19	223,600	240,400	261,500	290,700	339,000	364,900	391,700	423,500	459,700
	20	225,500	241,800	263,000	292,000	341,100	367,000	393,700	425,100	461,400
	21	227,400	243,400	264,400	293,000	342,900	368,700	395,400	426,600	463,000
	22	229,200	244,900	265,200	294,100	344,700	370,600	397,500	428,200	464,800
	23	230,900	246,600	266,000	295,300	346,500	372,400	399,600	429,600	466,400
	24	232,400	248,200	266,900	296,400	348,300	374,300	401,600	431,100	468,200
	25	234,300	249,800	267,800	297,300	350,200	376,100	403,100	432,200	469,700
	26	235,700	251,400	268,900	298,800	352,300	378,100	405,100	433,600	471,100
	27	237,000	253,000	270,100	300,400	354,200	380,100	407,200	435,100	472,700
	28	238,500	254,600	271,000	301,900	356,000	382,100	409,300	436,600	474,000
	29	240,200	255,600	271,800	303,600	357,800	384,000	410,800	437,900	475,200
	30	241,900	257,100	272,800	305,300	360,000	386,100	412,600	439,700	475,900
	31	243,500	258,600	273,900	307,000	361,800	388,100	414,200	441,300	476,600
	32	245,000	260,000	274,800	308,700	363,700	390,100	416,000	442,900	477,300
	33	246,600	261,200	275,300	310,000	365,100	392,000	417,600	444,300	477,800
	34	248,300	262,300	276,500	311,700	367,200	394,100	419,100	446,000	478,600
	35	249,900	263,200	277,500	313,400	369,100	396,100	420,600	447,800	479,400
	36	251,500	264,100	278,600	315,000	371,100	398,000	422,000	449,400	480,000
	37	252,500	265,100	279,200	316,600	373,000	399,800	423,300	450,800	480,300
	38	254,100	266,300	280,100	318,000	375,200	401,200	424,800	451,500	480,900
	39	255,600	267,400	280,900	319,600	377,100	402,500	426,300	452,200	481,400
	40	257,000	268,200	281,700	321,100	379,100	403,800	427,700	452,900	481,900
	41	258,200	269,100	282,500	322,400	381,000	404,800	429,200	453,300	482,400
	42	259,100	270,200	283,500	323,900	383,200	405,900	430,500	453,900	482,800
	43	260,000	271,200	284,400	325,400	385,200	407,000	431,800	454,600	483,200
	44	260,800	272,000	285,200	327,000	387,200	408,000	433,000	455,300	483,600
	45	261,600	272,600	286,100	328,500	388,900	409,100	434,000	456,100	483,900
	46	262,700	273,700	287,300	330,200	390,600	410,300	434,700	456,800	
	47	263,600	274,600	288,500	331,900	392,300	411,400	435,500	457,300	
	48	264,200	275,700	289,800	333,500	393,900	412,500	436,300	457,800	
	49	264,800	276,400	291,200	335,000	395,100	413,700	436,800	458,300	
	50	265,700	277,300	292,800	336,400	396,100	414,500	437,200	458,600	
	51	266,600	278,300	294,200	337,800	397,100	415,400	437,600	458,900	
	52	267,500	279,100	295,500	339,400	398,100	416,000	437,900	459,300	

53	268,000	279,900	296,900	340,900	399,300	416,500	438,200	459,700
54	269,200	280,600	298,400	342,600	400,400	417,200	438,600	459,900
55	270,100	281,400	299,800	344,200	401,500	417,900	438,900	460,200
56	271,200	282,200	301,200	345,800	402,600	418,500	439,300	460,400
57	271,900	282,900	302,500	346,700	403,900	419,200	439,600	460,800
58	272,700	284,200	304,100	348,400	404,700	419,600	439,900	461,000
59	273,400	285,400	305,700	350,000	405,500	420,200	440,200	461,200
60	274,100	286,800	307,000	351,700	406,100	420,800	440,500	461,400
61	274,700	288,100	308,300	353,300	406,600	421,200	440,800	461,800
62	275,300	289,500	309,800	355,000	407,400	421,800	441,100	
63	275,900	290,700	311,300	356,600	408,100	422,300	441,400	
64	276,500	292,100	312,600	358,300	408,800	422,800	441,700	
65	277,200	293,400	313,900	359,900	409,100	423,400	442,000	
66	278,300	294,600	315,500	361,500	409,800	424,000	442,300	
67	279,300	295,700	316,900	363,000	410,500	424,400	442,600	
68	280,100	296,800	318,400	364,500	411,000	424,900	442,900	
69	281,000	298,200	319,700	365,700	411,400	425,300	443,100	
70	282,200	299,600	321,100	367,200	411,900	425,600	443,400	
71	283,300	300,900	322,400	368,500	412,500	425,900	443,700	
72	284,500	302,000	323,800	369,900	413,000	426,200	443,900	
73	285,500	303,200	324,500	371,000	413,500	426,500	444,100	
74	286,600	304,300	326,000	372,200	413,900	426,800	444,400	
75	287,600	305,400	327,600	373,400	414,400	427,100	444,700	
76	288,600	306,500	329,300	374,700	415,000	427,400	445,000	
77	289,600	307,400	331,100	376,000	415,500	427,600	445,200	
78	290,700	308,800	332,800	377,200	416,000	427,900	445,500	
79	291,700	310,000	334,500	378,400	416,600	428,200	445,800	
80	292,300	311,400	336,100	379,500	417,100	428,400	446,100	
81	293,200	312,600	337,700	380,600	417,500	428,600	446,300	
82	294,300	314,000	339,300	381,800	418,100	428,900	446,600	
83	295,200	315,100	340,900	383,000	418,600	429,200	446,900	
84	296,000	316,400	342,600	384,200	418,800	429,400	447,300	
85	297,100	317,300	344,000	385,300	419,100	429,600	447,500	
86	298,200	318,700	345,500	385,900	419,600	429,900		
87	299,100	320,000	347,000	386,400	419,900	430,200		
88	300,100	321,500	348,400	386,900	420,200	430,400		
89	301,100	323,000	349,700	387,500	420,500	430,600		
90	302,300	324,500	351,000	388,100	420,900	430,900		
91	303,400	325,900	352,200	388,700	421,300	431,300		
92	304,500	327,500	353,500	389,300	421,700	431,500		
93	305,000	328,700	354,800	389,600	422,000	431,700		
94	306,100	330,000	356,300	390,100	422,400			
95	307,200	331,300	357,800	390,800	422,800			
96	308,500	332,600	359,300	391,300	423,300			
97	309,600	333,800	360,600	391,700	423,600			
98	310,900	335,200	361,800	392,100	424,000			
99	312,100	336,400	362,900	392,700	424,400			
100	313,300	337,600	364,100	393,200	424,800			
101	314,400	339,000	365,200	393,600	425,100			
102	315,400	339,900	366,300	394,100	425,500			
103	316,400	340,900	367,500	394,700	425,900			
104	317,400	342,000	368,600	395,200	426,300			
105	318,300	343,200	369,800	395,500	426,600			
106	318,900	344,300	370,300	395,900				
107	319,500	345,300	370,900	396,400				
108	320,100	346,300	371,500	396,700				
109	320,600	347,500	372,100	397,000				
110	321,100	348,500	372,600	397,500				
111	321,500	349,500	373,100	398,000				

	112	322,000	350,500	373,600	398,500					
	113	322,800	351,400	374,000	398,900					
	114	323,500	352,300	374,400	399,400					
	115	324,200	353,300	375,100	399,900					
	116	324,800	354,300	375,600	400,400					
	117	325,400	355,300	376,000	400,700					
	118	326,300	355,700	376,500	401,200					
	119	327,000	356,300	377,100	401,700					
	120	327,800	356,900	377,600	402,200					
	121	328,400	357,200	377,800	402,600					
	122	328,700	357,600	378,300	403,100					
	123	329,200	358,100	378,800	403,500					
	124	329,700	358,600	379,200	404,000					
	125	330,000	359,000	379,700	404,400					
	126		359,400	380,200	404,900					
	127		359,900	380,700	405,300					
	128		360,300	381,200	405,800					
	129		360,700	381,500	406,200					
	130		361,100	382,000	406,700					
	131		361,500	382,500	407,200					
	132		361,900	383,100	407,700					
	133		362,100	383,400	408,100					
	134		362,600	383,900	408,600					
	135		363,000	384,300	409,000					
	136		363,300	384,700	409,500					
	137		363,600	385,000	409,900					
	138		364,000	385,500						
	139		364,500	386,000						
	140		365,000	386,500						
	141		365,300	386,800						
	142		365,800							
	143		366,300							
	144		366,900							
	145		367,200							
定年前再任用短時間勤務員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		245,500	257,400	261,500	293,200	310,000	324,300	348,200	383,900	416,000

備考 この表は、警察に勤務する職員のうちで警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある警察官に適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	179,400	222,500	278,400	341,800	424,000
	2	180,900	224,200	280,700	343,900	425,800
	3	182,600	225,700	283,000	345,900	427,600
	4	184,100	227,200	285,100	347,900	429,200
	5	185,700	228,900	287,400	349,900	430,700
	6	187,600	230,300	289,600	351,600	432,300
	7	189,500	231,500	291,800	353,200	434,100
	8	191,400	232,800	293,900	354,700	435,900
	9	193,100	234,500	296,100	356,200	437,600
	10	195,200	236,200	298,400	358,200	439,500
	11	197,200	238,000	300,700	360,300	441,400
	12	199,300	239,600	302,900	362,200	443,200
	13	201,300	241,100	305,100	364,100	444,900
	14	203,400	243,100	306,900	366,000	446,800
	15	205,600	245,000	308,700	367,900	448,700
	16	207,700	247,000	310,500	369,500	450,600
	17	209,900	248,700	312,100	371,100	452,300
	18	212,000	251,100	314,300	372,900	454,100
	19	214,300	253,500	316,400	374,800	456,000
	20	216,200	256,000	318,800	376,600	457,800
	21	218,400	258,400	320,800	378,200	459,400
	22	220,000	260,800	323,000	380,100	461,100
	23	221,600	263,200	325,200	381,800	463,000
	24	223,100	265,400	327,600	383,600	464,800
	25	224,600	267,600	329,800	384,900	466,500
	26	225,800	269,800	332,000	386,700	468,100
	27	227,000	272,300	334,100	388,500	469,700
	28	228,300	274,400	336,200	390,400	471,300
	29	229,700	276,700	338,200	392,300	472,800
	30	231,200	279,100	339,600	394,100	474,100
	31	232,800	281,300	341,000	396,000	475,400
	32	234,200	283,400	342,700	397,900	476,700
	33	235,600	285,500	344,200	399,600	477,900
	34	237,300	287,800	346,200	401,300	478,600
	35	239,200	289,900	348,300	402,900	479,400
	36	240,700	291,800	350,100	404,600	480,100
	37	242,100	293,900	352,100	405,800	480,700
	38	243,600	295,700	354,000	407,300	481,400
	39	245,100	297,500	355,900	408,700	482,100
	40	246,700	299,200	357,800	410,100	482,800
	41	248,100	300,500	359,800	411,700	483,400
	42	249,400	302,600	361,700	413,100	484,100
	43	250,600	304,500	363,600	414,400	484,800
	44	251,700	306,500	365,500	415,900	485,500
	45	252,800	308,500	367,400	417,300	486,100
	46	254,100	310,700	369,300	418,600	486,800
	47	255,300	312,900	371,200	420,100	487,600
	48	256,300	315,100	373,100	421,600	488,300
	49	257,400	317,200	374,800	423,300	488,900
	50	258,700	319,600	376,600	424,700	
	51	259,900	321,800	378,500	426,300	
52	261,200	323,900	380,500	427,800		

53	262,400	326,000	382,300	429,500
54	263,600	327,600	384,200	431,100
55	264,900	329,100	385,900	432,700
56	265,900	330,600	387,500	434,300
57	267,000	332,300	389,000	435,800
58	267,700	334,400	390,600	437,300
59	268,700	336,400	392,300	438,500
60	269,700	338,300	393,900	439,800
61	270,700	340,100	395,100	441,000
62	271,500	342,100	396,500	442,300
63	272,300	344,200	397,900	443,600
64	273,100	346,100	399,300	444,800
65	274,200	347,800	400,500	446,000
66	275,500	349,800	401,700	447,300
67	276,800	351,900	403,000	448,500
68	278,200	353,900	404,300	449,700
69	279,400	355,700	405,600	450,900
70	280,600	357,600	407,000	452,100
71	281,800	359,600	408,400	453,300
72	283,000	361,500	409,600	454,500
73	284,000	363,100	410,800	455,700
74	285,000	365,000	412,200	456,300
75	286,100	366,900	413,600	456,800
76	287,000	368,800	415,000	457,300
77	287,900	370,600	416,200	457,800
78	288,800	372,300	417,400	458,400
79	289,700	373,900	418,700	458,900
80	290,600	375,600	420,100	459,400
81	291,400	377,000	421,400	459,900
82	292,500	378,500	422,600	460,500
83	293,500	379,900	423,700	461,000
84	294,600	381,200	424,900	461,500
85	295,600	382,300	426,100	462,000
86	296,600	383,800	427,300	462,600
87	297,600	385,200	428,500	463,100
88	298,600	386,500	429,500	463,700
89	299,700	387,700	430,600	464,200
90	300,800	389,000	431,700	
91	301,900	390,100	432,700	
92	303,000	391,400	433,700	
93	303,500	392,600	434,600	
94	304,500	393,700	435,400	
95	305,600	394,900	436,200	
96	306,800	396,100	437,000	
97	307,800	397,500	437,800	
98	308,900	398,500	438,200	
99	309,900	399,600	438,600	
100	311,000	400,600	439,100	
101	311,800	401,500	439,500	
102	312,900	402,500	439,800	
103	313,900	403,600	440,100	
104	314,900	404,700	440,300	
105	315,500	405,400	440,600	
106	316,400	406,300	440,900	
107	317,200	407,300	441,200	
108	318,000	408,200	441,400	
109	318,800	409,000	441,600	
110	319,200	409,900	441,900	
111	319,600	410,700	442,200	
112	320,100	411,500	442,400	

113	320,600	412,100	442,600		
114	321,000	412,800	442,900		
115	321,500	413,500	443,200		
116	321,900	414,200	443,400		
117	322,400	414,800	443,600		
118	322,900	415,400			
119	323,300	415,800			
120	323,800	416,200			
121	324,300	416,500			
122	324,700	416,800			
123	325,200	417,100			
124	325,700	417,300			
125	326,400	417,500			
126	326,700	417,800			
127	327,000	418,100			
128	327,300	418,300			
129	327,500	418,500			
130	327,800	418,800			
131	328,100	419,100			
132	328,400	419,300			
133	328,600	419,500			
134	328,800	419,800			
135	329,000	420,100			
136	329,300	420,300			
137	329,600	420,500			
138	329,800	420,800			
139	330,100	421,100			
140	330,400	421,300			
141	330,600	421,500			
142	330,800	421,800			
143	331,100	422,100			
144	331,300	422,300			
145	331,600	422,500			
146	331,800				
147	332,100				
148	332,400				
149	332,600				
150	332,800				
151	333,100				
152	333,400				
153	333,600				
定年 前再 用時 短勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	237,900	278,700	307,800	336,400	421,800

備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円(人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額)をそれぞれ加算した額とする。

ウ 教育職給料表(3)

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
年 再 用 任 短 時 勤 間 務 員 以 外 の 員	1	179,400	195,800	278,400	307,000	413,600
	2	180,900	198,000	280,700	309,600	415,200
	3	182,600	200,100	283,000	312,500	416,700
	4	184,100	202,300	285,100	314,900	418,100
	5	185,700	204,400	287,400	317,200	419,400
	6	187,600	206,600	289,600	319,400	420,800
	7	189,500	208,700	291,800	321,500	422,200
	8	191,400	210,800	293,900	323,600	423,700
	9	193,100	213,000	296,100	325,600	425,100
	10	195,200	215,500	298,400	327,900	426,500
	11	197,200	217,800	300,700	330,200	427,900
	12	199,300	220,000	302,900	332,500	429,200
	13	201,300	222,500	305,100	334,800	430,500
	14	203,400	224,200	306,900	336,600	432,000
	15	205,600	225,700	308,700	338,400	433,400
	16	207,700	227,200	310,500	340,100	434,800
	17	209,900	228,900	312,100	341,800	436,000
	18	212,000	230,300	314,300	343,900	437,300
	19	214,300	231,500	316,400	345,900	438,500
	20	216,200	232,800	318,800	347,900	439,900
	21	218,400	234,500	320,800	349,900	441,000
	22	220,000	236,200	323,000	351,600	442,200
	23	221,600	238,000	325,200	353,200	443,500
	24	223,100	239,600	327,600	354,700	444,800
	25	224,600	241,100	329,800	356,200	446,100
	26	225,700	243,100	332,000	358,000	447,400
	27	226,800	245,000	334,100	359,800	448,400
	28	228,000	247,000	336,200	361,500	449,500
	29	229,500	248,700	338,200	363,100	450,700
	30	231,100	251,100	339,600	364,700	451,500
	31	232,600	253,500	341,000	366,300	452,300
	32	234,100	256,000	342,700	367,900	453,200
	33	235,400	258,400	344,200	369,200	454,100
	34	237,000	260,800	346,200	370,700	454,600
	35	238,800	263,200	348,300	372,200	455,200
	36	240,200	265,400	350,100	373,900	455,700
	37	241,500	267,600	352,000	375,700	456,200
	38	242,900	269,800	353,700	377,200	456,700
	39	244,300	272,300	355,400	378,500	457,200
	40	245,800	274,400	357,000	379,900	457,700
	41	247,100	276,700	358,600	381,000	458,200
	42	248,400	279,100	360,300	382,400	458,700
	43	249,600	281,300	361,900	383,900	459,200
	44	250,900	283,400	363,500	385,400	459,700
	45	252,200	285,500	365,200	386,800	460,200
	46	253,500	287,800	367,000	388,400	460,700
	47	254,800	289,900	368,300	389,900	461,200
	48	255,900	291,800	369,700	391,500	461,700
	49	257,000	293,900	370,900	392,800	462,200
	50	258,300	295,700	372,400	394,300	
	51	259,600	297,500	374,000	395,700	
	52	260,600	299,200	375,600	397,000	

53	261,700	300,500	377,000	398,200
54	263,200	302,600	378,500	399,600
55	264,200	304,500	380,000	400,700
56	265,200	306,500	381,400	401,800
57	266,200	308,500	382,900	403,000
58	267,200	310,700	384,300	404,200
59	268,200	312,900	385,600	405,400
60	269,200	315,100	386,900	406,600
61	270,200	317,200	387,800	407,800
62	270,900	319,600	389,000	408,800
63	271,600	321,800	390,100	410,100
64	272,200	323,900	391,300	411,300
65	272,900	326,000	392,100	412,500
66	274,100	327,600	393,200	413,600
67	275,200	329,100	394,200	414,700
68	276,300	330,600	395,200	415,900
69	277,600	332,300	396,300	416,900
70	279,100	334,400	397,300	418,100
71	280,300	336,400	398,400	419,300
72	281,500	338,300	399,600	420,500
73	282,300	340,100	400,600	421,100
74	283,200	342,100	401,700	421,900
75	284,200	344,100	402,800	422,600
76	285,200	346,000	403,800	423,200
77	286,200	347,700	404,700	423,500
78	287,200	349,500	405,600	423,900
79	288,300	351,300	406,600	424,300
80	289,100	353,000	407,700	424,700
81	289,900	354,800	408,500	425,000
82	290,700	356,500	409,300	425,400
83	291,500	357,900	410,000	425,800
84	292,300	359,600	410,800	426,100
85	293,200	360,800	411,500	426,400
86	294,100	362,400	412,300	426,800
87	294,800	363,900	413,000	427,200
88	295,600	365,400	413,700	427,500
89	296,500	366,800	414,300	427,800
90	297,400	368,100	415,100	428,100
91	298,300	369,400	415,600	428,400
92	299,000	370,800	416,300	428,600
93	299,300	372,200	416,700	428,800
94	300,000	373,500	417,100	429,100
95	300,700	374,800	417,400	429,400
96	301,400	375,900	417,700	429,600
97	302,200	376,900	417,900	429,800
98	303,000	377,900	418,200	430,100
99	303,800	378,900	418,500	430,400
100	304,500	379,800	418,700	430,600
101	305,200	380,600	418,900	430,800
102	305,600	381,600	419,200	431,200
103	306,000	382,500	419,500	431,500
104	306,400	383,500	419,700	431,700
105	306,600	384,300	419,900	431,900
106	306,900	385,200	420,200	
107	307,200	386,100	420,500	
108	307,400	387,000	420,700	
109	307,600	387,800	420,900	
110	307,800	388,800	421,200	
111	308,100	389,700	421,500	
112	308,400	390,600	421,700	

	113	308,600	391,300	421,900		
	114	308,800	392,200	422,200		
	115	309,000	393,100	422,500		
	116	309,300	394,000	422,700		
	117	309,600	394,800	423,000		
	118	309,800	395,500			
	119	310,200	396,300			
	120	310,500	397,100			
	121	310,700	397,700			
	122	310,900	398,500			
	123	311,100	399,300			
	124	311,400	400,000			
	125	311,700	400,600			
	126		401,300			
	127		401,800			
	128		402,400			
	129		403,100			
	130		403,700			
	131		404,200			
	132		404,700			
	133		405,000			
	134		405,300			
	135		405,600			
	136		405,900			
	137		406,200			
	138		406,500			
	139		406,900			
	140		407,200			
	141		407,500			
	142		407,800			
	143		408,100			
	144		408,400			
	145		408,600			
	146		408,900			
	147		409,200			
	148		409,400			
	149		409,600			
	150		409,900			
	151		410,200			
	152		410,400			
	153		410,600			
	154		410,900			
	155		411,200			
	156		411,400			
	157		411,600			
定年前任用短時間勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		229,000	275,500	302,900	329,600	411,700

備考 1 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準じるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円(人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額)をそれぞれ加算した額とする。

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外 の員	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600

54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000	
88		483,300	541,900	
89		483,800	542,700	
90		484,400		
91		485,000		
92		485,400		
93		485,900		
94		486,500		
95		487,100		
96		487,600		
97		488,100		
定年前任用短時間勤務員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、病院、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短勤 間職 務員 以 外の 員	1	169,300	205,300	239,100	262,100	291,000	334,600	378,100
	2	170,700	207,000	240,400	263,200	292,800	336,600	380,700
	3	172,100	208,500	241,700	264,400	294,900	338,500	383,400
	4	173,600	209,900	242,900	265,500	296,800	340,400	386,000
	5	174,900	211,400	244,100	266,700	298,600	342,200	388,300
	6	176,700	212,600	245,300	267,900	300,600	344,300	391,100
	7	178,400	213,900	246,500	269,000	302,500	346,300	393,700
	8	180,000	215,100	247,600	270,100	304,400	348,300	396,400
	9	181,700	216,500	248,500	271,200	306,200	350,100	398,500
	10	183,400	218,000	249,600	271,900	307,800	352,300	400,800
	11	185,000	219,500	250,900	272,600	309,300	354,300	403,000
	12	186,900	221,000	252,000	273,400	311,000	356,300	405,200
	13	188,300	222,500	253,300	274,400	312,700	357,800	407,300
	14	190,200	224,000	254,600	275,400	314,600	359,900	409,300
	15	192,200	225,500	255,800	276,400	316,600	361,800	411,300
	16	194,000	227,000	257,000	277,500	318,500	363,800	413,300
	17	195,900	228,300	257,800	278,800	320,300	365,600	415,200
	18	197,100	229,700	259,000	280,300	322,200	367,700	417,100
	19	198,700	231,100	260,100	281,900	324,100	369,700	419,000
	20	200,100	232,400	261,200	283,500	325,900	371,600	420,800
	21	201,300	233,500	262,500	285,000	327,800	373,300	422,600
	22	202,800	234,600	263,300	286,700	329,700	375,400	424,300
	23	204,200	235,700	264,100	288,300	331,500	377,400	425,900
	24	205,600	236,800	264,900	289,900	333,400	379,400	427,400
	25	207,200	238,000	265,800	291,500	335,200	380,800	428,900
	26	208,200	239,200	266,800	293,000	337,100	382,700	430,200
	27	209,300	240,400	267,800	294,600	339,000	384,500	431,600
	28	210,400	241,500	268,800	296,200	340,800	386,200	432,900
	29	211,600	242,500	270,100	297,500	342,100	387,900	434,200
	30	212,700	243,800	271,600	299,000	344,000	389,400	435,400
	31	213,900	245,200	273,100	300,500	345,700	391,000	436,600
	32	215,000	246,500	274,400	302,000	347,500	392,500	437,700
	33	216,400	247,500	275,600	303,600	349,200	393,800	438,900
	34	217,700	248,800	277,200	305,200	351,100	395,100	440,200
	35	219,000	249,700	278,800	306,800	352,900	396,400	441,400
	36	220,200	250,900	280,300	308,400	354,700	397,500	442,600
	37	221,200	252,100	281,600	309,700	356,300	398,600	443,900
	38	222,300	253,200	283,000	311,400	358,000	399,800	444,700
	39	223,300	254,300	284,300	312,900	359,700	400,900	445,100
	40	224,300	255,300	285,600	314,400	361,300	402,000	445,800
	41	225,200	256,200	286,800	316,000	362,500	402,800	446,300
	42	226,000	257,000	288,200	317,600	363,600	403,600	446,700
	43	226,800	257,800	289,600	319,300	364,800	404,400	447,200
	44	227,700	258,600	290,900	320,800	366,000	405,200	447,600
	45	228,600	259,400	292,200	321,700	367,100	405,600	448,000
	46	229,500	260,600	293,800	323,100	367,900	406,200	448,400
	47	230,500	261,900	295,400	324,600	368,900	406,700	448,800
	48	231,400	263,000	296,800	326,300	370,000	407,200	449,100
	49	232,100	264,300	298,000	327,700	371,000	407,600	449,400
	50	233,000	265,600	299,500	329,000	372,000	407,900	449,800
	51	233,900	266,700	300,800	330,200	373,000	408,200	450,100
	52	234,700	267,700	302,400	331,400	373,900	408,500	450,400
	53	235,000	268,700	303,700	332,400	374,800	408,800	450,700

54	235,800	269,800	305,100	333,400	375,600	409,100	451,100
55	236,400	271,000	306,500	334,500	376,500	409,400	451,400
56	237,100	272,100	307,800	335,400	377,300	409,700	451,700
57	237,800	272,800	308,800	335,900	377,800	410,000	452,000
58	238,400	273,900	310,000	336,800	378,600	410,300	452,400
59	238,900	275,000	311,300	337,600	379,400	410,600	452,700
60	239,400	275,900	312,700	338,500	380,200	411,000	453,000
61	240,000	276,700	314,000	339,200	380,600	411,200	453,300
62	240,500	277,700	315,200	339,500	381,300	411,500	
63	241,000	278,700	316,400	340,000	382,000	411,800	
64	241,600	279,600	317,600	340,600	382,700	412,100	
65	242,100	280,400	319,000	341,200	383,100	412,300	
66	242,600	281,400	319,800	341,900	383,700	412,600	
67	243,200	282,300	320,500	342,700	384,400	412,900	
68	243,700	283,200	321,200	343,300	385,000	413,200	
69	244,200	284,100	321,800	344,000	385,400	413,400	
70	244,700	285,100	322,500	344,500	385,900		
71	245,100	286,300	323,200	345,100	386,400		
72	245,600	287,300	323,800	345,700	386,900		
73	246,200	287,900	324,400	346,000	387,500		
74	246,700	288,400	324,600	346,600	388,000		
75	247,200	288,900	325,100	347,100	388,600		
76	247,700	289,700	325,600	347,600	389,200		
77	248,000	290,500	326,300	348,100	389,700		
78	248,300	291,100	326,800	348,600	390,200		
79	248,600	291,700	327,300	349,100	390,800		
80	248,800	292,200	327,700	349,500	391,300		
81	249,000	292,700	328,300	349,800	391,600		
82	249,300	293,200	328,800	350,100	392,100		
83	249,600	293,600	329,200	350,600	392,500		
84	249,800	293,900	329,700	350,900	392,900		
85	250,000	294,200	330,200	351,400	393,300		
86		294,400	330,600	351,700	393,800		
87		294,600	330,800	352,000	394,200		
88		294,800	331,100	352,300	394,600		
89		295,200	331,500	352,700	395,000		
90		295,400	331,900	353,000	395,500		
91		295,600	332,300	353,400	395,900		
92		295,800	332,700	353,700	396,300		
93		296,200	333,000	354,100	396,700		
94		296,400	333,200	354,400	397,200		
95		296,600	333,600	354,700	397,600		
96		296,900	333,900	355,000	398,000		
97		297,200	334,100	355,300	398,400		
98		297,400	334,500	355,700			
99		297,600	334,800	356,100			
100		297,900	335,100	356,500			
101		298,200	335,300	357,000			
102		298,400	335,600	357,400			
103		298,600	336,000	357,800			
104		298,900	336,200	358,200			
105		299,200	336,400	358,800			
106			336,600				
107			337,000				
108			337,200				
109			337,400				
110			337,800				
111			338,200				
112			338,600				

	113			338,800				
定年 前再 任用 短時 間勤 務員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,100	219,000	247,600	261,100	286,600	328,000	370,800	

備考 この表は、病院、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用 短時間勤務 職員以外の 職員	1	185,800	213,700	256,800	275,800	297,500	337,000
	2	187,200	215,600	258,200	276,700	299,000	339,000
	3	188,700	217,600	259,700	277,500	300,600	341,000
	4	190,200	219,500	261,100	278,400	302,300	343,100
	5	191,700	221,600	262,400	278,900	303,600	345,100
	6	193,200	223,400	263,200	279,800	305,300	347,200
	7	194,700	225,200	264,000	280,500	306,900	349,200
	8	196,200	226,900	264,700	281,400	308,500	351,300
	9	197,500	228,600	265,400	282,300	310,200	352,800
	10	199,200	230,100	266,100	282,900	311,600	354,800
	11	200,800	231,400	266,900	283,800	312,800	356,700
	12	202,300	232,300	267,600	284,700	314,100	358,800
	13	203,700	233,700	268,400	285,600	315,300	360,700
	14	205,800	234,700	269,300	286,600	316,900	362,700
	15	207,900	235,700	270,200	287,500	318,600	364,700
	16	209,900	236,600	271,100	288,400	320,200	366,800
	17	211,900	237,800	271,600	289,400	321,700	368,700
	18	214,000	239,200	272,400	290,400	323,200	370,700
	19	216,100	240,600	273,200	291,400	324,700	372,800
	20	218,100	241,700	274,000	292,500	326,100	374,900
	21	220,000	242,800	274,700	293,800	327,600	376,600
	22	221,800	244,400	275,400	295,300	329,000	378,700
	23	223,500	246,200	276,100	296,500	330,500	380,800
	24	225,200	247,600	276,900	297,700	331,900	382,900
	25	226,500	248,800	277,700	298,800	333,300	384,800
	26	227,800	250,100	278,500	300,200	334,800	386,400
	27	228,900	251,500	279,300	301,600	336,200	388,200
	28	230,000	252,800	280,100	303,100	337,600	390,000
	29	231,100	254,300	281,100	304,100	338,700	391,800
	30	231,900	255,300	282,200	305,400	340,200	393,500
	31	232,700	256,100	283,600	306,700	341,600	395,400
	32	233,400	256,800	284,800	307,900	343,200	397,100
	33	234,500	257,600	286,100	309,100	344,700	398,900
	34	235,700	258,500	287,400	310,600	346,200	400,600
	35	236,800	259,400	288,500	312,000	347,700	402,400
	36	237,900	260,100	289,700	313,400	349,200	404,100
	37	238,900	260,800	291,100	314,700	350,900	405,700
	38	240,200	261,700	292,200	316,000	352,500	407,500
	39	241,500	262,700	293,300	317,400	354,000	409,300
	40	242,700	263,600	294,400	318,900	355,500	411,100
	41	243,500	264,000	295,400	320,400	356,700	412,600
	42	244,500	264,800	296,600	321,800	358,200	414,100
	43	245,500	265,600	297,800	323,200	359,800	415,700
	44	246,600	266,300	299,000	324,500	361,200	417,000
	45	247,600	267,000	300,100	325,300	362,600	418,100
	46	248,600	267,700	301,400	326,800	363,600	419,200
	47	249,500	268,400	302,800	328,200	365,000	420,300
	48	250,300	269,100	304,000	329,700	366,300	421,500
	49	251,100	269,800	305,100	330,800	367,700	422,800
	50	252,000	270,700	306,300	332,100	369,100	424,000
	51	252,900	271,400	307,500	333,400	370,400	425,200
	52	253,800	272,300	308,800	334,800	371,700	426,300
	53	254,400	273,200	310,300	336,100	373,200	427,500
	54	255,300	274,300	311,600	337,400	374,400	428,500
	55	256,200	275,400	312,900	338,700	375,600	429,600
	56	257,000	276,600	314,100	340,000	376,800	430,700
	57	257,700	277,800	314,900	340,900	377,900	431,900

58	258,600	279,300	316,100	342,200	378,800	432,400
59	259,200	280,600	317,300	343,500	379,800	433,000
60	260,000	281,900	318,800	344,800	380,700	433,400
61	260,700	283,100	319,900	345,800	381,300	434,000
62	261,400	284,300	321,200	346,700	382,100	434,500
63	262,200	285,400	322,400	347,800	383,000	434,900
64	262,900	286,600	323,600	349,000	383,800	435,400
65	263,500	287,600	324,800	350,100	384,500	435,900
66	264,200	288,800	326,100	351,400	385,200	436,300
67	264,800	290,000	327,400	352,600	386,000	436,600
68	265,400	291,000	328,600	353,600	386,700	436,900
69	266,000	292,000	329,300	354,600	387,300	437,300
70	266,600	293,400	330,400	355,600	387,900	
71	267,400	294,800	331,500	356,700	388,600	
72	268,200	296,000	332,400	357,800	389,200	
73	269,400	297,000	333,500	358,700	389,900	
74	270,600	298,300	334,200	359,800	390,400	
75	271,600	299,500	335,400	360,900	391,100	
76	272,600	300,700	336,500	361,900	391,600	
77	273,500	302,000	337,600	362,600	392,000	
78	274,400	303,300	338,800	363,400	392,600	
79	275,300	304,500	339,900	364,200	393,100	
80	276,200	305,700	341,000	364,900	393,400	
81	277,000	306,200	342,100	365,500	393,700	
82	278,000	307,400	343,300	366,000	394,200	
83	278,900	308,500	344,300	366,700	394,600	
84	279,500	309,600	345,400	367,200	394,900	
85	280,200	310,800	346,300	367,800	395,200	
86	280,900	312,000	347,300	368,300	395,700	
87	281,600	313,200	348,200	368,900	396,200	
88	282,300	314,300	349,200	369,400	396,600	
89	283,100	315,400	350,100	369,800	396,900	
90	283,900	316,600	351,000	370,200	397,300	
91	284,700	317,800	351,800	370,800	397,800	
92	285,500	319,000	352,600	371,300	398,200	
93	286,400	319,800	353,200	371,600	398,600	
94	287,400	320,500	353,800	372,100	399,100	
95	288,300	321,200	354,500	372,500	399,600	
96	289,200	321,800	355,100	372,800	400,000	
97	289,800	322,300	355,500	373,400	400,400	
98	290,400	322,600	355,900	373,900	400,800	
99	291,000	323,200	356,400	374,400	401,300	
100	291,900	323,800	356,800	375,000	401,700	
101	292,700	324,200	357,300	375,600	402,100	
102	293,500	324,800	357,700	376,100		
103	294,400	325,400	358,200	376,600		
104	295,200	325,900	358,700	377,000		
105	295,800	326,400	359,000	377,600		
106	296,300	326,900	359,500	378,100		
107	296,800	327,400	359,900	378,600		
108	297,200	327,900	360,200	379,100		
109	297,400	328,300	360,700	379,700		
110	297,700	328,700	361,200	380,100		
111	297,900	329,000	361,700	380,600		
112	298,200	329,300	362,200	381,100		
113	298,500	329,600	362,700	381,700		
114	298,700	330,000	363,200			
115	299,000	330,400	363,700			
116	299,200	330,700	364,100			
117	299,500	330,900	364,500			
118	299,800	331,200	364,900			
119	300,100	331,600	365,400			
120	300,400	331,800	365,900			

	121	300,700	332,000	366,300		
	122	301,100	332,300	366,900		
	123	301,400	332,600	367,400		
	124	301,800	332,900	367,900		
	125	302,000	333,100	368,200		
	126	302,300	333,400			
	127	302,600	333,800			
	128	303,000	334,000			
	129	303,200	334,200			
	130	303,500	334,500			
	131	303,900	334,900			
	132	304,300	335,100			
	133	304,500	335,400			
	134	304,800	335,800			
	135	305,200	336,200			
	136	305,500	336,600			
	137	305,700	336,900			
	138	306,000	337,300			
	139	306,400	337,700			
	140	306,700	338,100			
	141	306,900	338,400			
	142	307,300	338,800			
	143	307,700	339,100			
	144	308,000	339,500			
	145	308,200	339,800			
	146	308,400	340,200			
	147	308,700	340,600			
	148	309,100	341,000			
	149	309,300	341,300			
	150	309,500	341,700			
	151	309,800	342,100			
	152	310,200	342,600			
	153	310,600	342,900			
	154	310,800				
	155	311,000				
	156	311,300				
	157	311,600				
	158	311,900				
	159	312,200				
	160	312,500				
	161	312,900				
	162	313,200				
	163	313,500				
	164	313,800				
	165	314,200				
	166	314,500				
	167	314,800				
	168	315,100				
	169	315,500				
定年前再任用 短時間勤務 職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	239,100	259,600	266,900	277,200	293,700	331,400

備考 この表は、病院に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年 前再 任用 時 短 間 勤 務 員 以 外 の 員	1	164,500	212,700	295,300	343,200	396,400
	2	165,700	215,900	297,700	345,300	399,300
	3	166,900	218,600	300,000	347,200	401,900
	4	168,000	221,100	302,400	348,900	404,600
	5	169,100	223,700	304,500	350,700	406,700
	6	170,400	225,400	306,400	352,200	409,500
	7	171,700	227,100	308,200	353,600	412,200
	8	173,000	229,000	309,900	354,800	415,000
	9	174,100	231,000	311,700	356,300	417,500
	10	175,800	233,200	314,000	358,200	420,100
	11	177,400	235,600	316,200	360,300	422,800
	12	179,100	237,700	318,700	362,000	425,500
	13	180,500	239,700	320,500	363,800	428,100
	14	182,500	242,100	322,800	365,600	430,800
	15	184,400	244,600	325,200	367,300	433,700
	16	186,400	247,000	327,600	368,800	436,400
	17	188,100	249,200	329,800	370,300	438,900
	18	190,300	251,600	332,000	372,200	441,500
	19	192,500	254,300	333,900	373,900	444,000
	20	194,500	256,800	335,900	375,900	446,400
	21	196,500	259,200	337,900	377,400	448,900
	22	198,600	261,500	339,300	379,300	451,500
	23	200,600	263,800	340,500	381,000	454,100
	24	202,400	266,000	341,900	382,800	456,500
	25	204,200	268,300	343,600	384,200	458,700
	26	206,500	270,700	345,300	385,900	461,000
	27	208,600	272,900	347,100	387,800	463,600
	28	210,700	275,000	348,700	389,700	466,000
	29	212,800	277,300	350,300	391,500	468,500
	30	214,000	279,500	352,000	393,300	471,000
	31	215,300	281,400	353,400	395,200	473,600
	32	216,600	283,200	354,700	397,000	476,000
	33	218,300	284,900	355,900	398,500	478,300
	34	220,000	287,000	357,300	400,400	480,800
	35	221,900	289,000	358,700	402,000	483,200
	36	223,500	290,800	360,000	403,700	485,700
	37	225,000	292,500	361,200	404,900	488,200
	38	226,900	293,600	362,400	406,300	490,700
	39	228,800	294,800	363,600	407,800	493,100
	40	230,600	295,900	364,800	409,200	495,700
	41	232,300	296,900	365,500	410,500	498,000
	42	233,900	297,600	366,700	411,800	500,200
	43	235,600	298,100	367,900	413,300	502,400
	44	237,100	298,600	369,000	414,800	504,700
	45	238,700	299,100	370,100	416,100	506,300
	46	240,200	300,000	371,300	417,300	507,800
	47	241,700	301,000	372,500	418,900	509,400
	48	243,100	301,900	373,600	420,400	510,900
	49	244,500	303,000	374,700	421,700	512,700
	50	246,300	304,000	376,000	423,200	514,100
	51	247,900	304,900	377,300	424,600	515,500
	52	249,300	305,800	378,500	426,000	517,000

53	250,500	306,800	379,200	427,400	518,100
54	252,100	307,700	380,200	428,800	519,300
55	253,800	308,500	381,100	430,200	520,600
56	255,200	309,300	381,900	431,700	521,800
57	256,400	309,700	382,700	432,800	522,700
58	257,600	310,500	383,400	434,100	523,700
59	258,500	311,400	384,100	435,500	524,700
60	259,400	312,100	384,800	436,800	525,700
61	260,300	312,800	385,400	437,600	526,800
62	261,100	313,800	386,100	438,500	527,800
63	262,000	314,700	386,900	439,600	528,500
64	262,800	315,600	387,700	440,500	529,200
65	263,600	316,400	388,300	441,400	530,000
66	264,400	317,300	389,100	442,200	530,800
67	265,100	318,300	389,800	442,800	531,600
68	265,700	319,200	390,500	443,600	532,400
69	266,300	320,100	391,200	444,000	533,100
70	267,300	321,100	391,900	444,600	533,900
71	268,500	322,100	392,600	445,100	534,700
72	269,500	323,100	393,300	445,600	535,500
73	270,800	323,600	394,000	446,100	536,300
74	272,000	324,600	394,600		
75	273,000	325,700	395,200		
76	274,000	326,800	395,900		
77	275,000	327,900	396,600		
78	276,000	328,900	397,200		
79	277,000	329,800	397,800		
80	278,000	330,700	398,400		
81	279,000	331,600	399,100		
82	280,100	332,400	399,700		
83	281,200	333,100	400,300		
84	282,100	333,700	400,900		
85	283,000	334,200	401,400		
86	283,900	334,800	401,900		
87	284,800	335,300	402,400		
88	285,500	335,700	403,100		
89	286,400	336,000	403,500		
90	287,500	336,500	404,000		
91	288,500	337,000	404,500		
92	289,500	337,400	405,200		
93	290,400	337,700	405,600		
94	291,300	338,100	406,100		
95	292,300	338,500	406,600		
96	293,200	338,900	407,400		
97	293,500	339,400	407,800		
98	294,500	339,900	408,300		
99	295,200	340,400	408,800		
100	296,100	340,900	409,500		
101	297,000	341,400	409,900		
102	297,600	341,900			
103	298,300	342,500			
104	299,000	343,000			
105	299,500	343,400			
106	300,000	343,800			
107	300,500	344,300			
108	300,900	344,700			
109	301,100	345,200			
110	301,500	345,600			
111	301,800	346,100			

	112	302,000	346,500			
	113	302,400	347,000			
	114	302,700	347,400			
	115	303,000	347,900			
	116	303,300	348,300			
	117	303,600	348,800			
	118	303,900	349,200			
	119	304,100	349,600			
	120	304,400	350,000			
	121	304,700	350,500			
定年 前任 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		221,200	262,900	288,100	331,100	390,500

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

指定職給料表

号給	給料月額
1	717,000 円
2	773,000
3	830,000
4	909,000
5	980,000
6	1,051,000
7	1,124,000
8	1,193,000

備考 この表は、人事委員会規則で定める職員に適用する。

別表第2

第1号任期付研究員給料表

号給	給料月額
	円
1	407,000
2	467,000
3	529,000
4	611,000
5	710,000
6	810,000

第2号任期付研究員給料表

号給	給料月額
	円
1	340,000
2	376,000
3	403,000

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	385,000
2	432,000
3	483,000
4	546,000
5	623,000
6	727,000
7	850,000

説 明 資 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和5年職員給与実態調査の概要	資-1
第1表 公民給与の較差算定対象職員の状況	資-2
第2表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	資-5
第3表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	資-6
第4表 職員の給料表別平均給与月額	資-7
第5表 職員の給料表別、学歴別及び年齢別の人員分布並びに平均給料月額	資-8
第6表 職員の扶養手当の支給状況	
その1 給料表別扶養親族数	資-21
その2 扶養親族数別職員数	資-21
第7表 職員の地域手当の支給状況	資-22
第8表 職員の住居手当の支給状況	資-23
第9表 職員の特地勤務（へき地）手当等及び初任給調整手当の支給状況	資-24
第10表 職員の管理職手当の支給状況	資-25
第11表 職員の通勤手当の支給状況	資-26
第12表 再任用職員の適用給料表別人員	資-27

2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	資-28
第13表 職種別民間給与実態調査の対象	
その1 産業別、企業規模別調査事業所数	資-29
その2 産業別調査従業員数	資-29
第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	資-30
第15表 民間における初任給の改定状況	資-30
第16表 民間における給与改定の状況	資-31
第17表 民間における定期昇給の実施状況	資-31
第18表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等	
その1 給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）	資-32
その2 給与比較の対象外職種（企業規模計）	資-35
第19表 民間における家族手当の支給状況	
その1 家族手当の支給状況	資-36
その2 扶養家族の構成別支給月額	資-36
第20表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	
その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況	資-36
その2 在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況	資-36
第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	資-37
第22表 民間における定年制の状況	資-37
第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	資-37
第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	資-37

3 生計費関係資料

令和5年4月の標準生計費算定方法の概要	資-38
第25表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費	資-38

4 労働経済関係資料

第26表 労働経済指標	資-39
-------------	------

参 考（国家公務員の給与等）

令和5年 給与勧告の骨子	資-40
令和5年 公務員人事管理に関する報告の骨子	資-42
令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子	資-44

1 職員給与関係資料

令和5年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員（府費負担教職員を含む。）の給与を検討するため、令和5年4月1日現在における府の一般職の職員の給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査対象

令和5年4月1日現在に在職する職員（同日付け退職者を除く。）で職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の給料表の適用を受ける職員、企業職員及び現業職員。ただし、臨時的任用職員、派遣職員等を除く。

(3) 調査項目

職員の給与額、学歴、年齢、経験年数、性別等を調査した。なお、休職等により給与を減額されている場合においては、その者が本来受けるべき給与の月額によることとした。

(4) 調査方法等

原則として、給与支払事務で使用された令和5年4月分の電算マスターデータを用いて集計した。

第1表 公民給与の較差算定対象職員の状況

1 人員、平均年齢、平均経験年数

職員数	平均年齢	平均経験年数
4,387人	40.4歳	18.3年

(注) 公民給与の較差算定対象職員は、行政職給料表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除いた者である。

2 学歴別、性別人員構成比

学歴別人員構成比				性別人員構成比		計
中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男性	女性	
0.1%	17.8%	6.8%	75.3%	59.2%	40.8%	100.0%

3 年齢階層別人員構成比

20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳以上	計
0.2%	9.2%	15.5%	15.9%	10.6%	6.7%	9.2%	15.1%	17.6%	100.0%

4 給与種目別平均給与月額

給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
313,206円	6,808円	26,121円	8,820円	9,989円	340円	365,284円

(注) 1 「給料」には、「給料の調整額」を含む。
 2 「その他」は、「単身赴任手当(基礎額)」、「特勤手当等」及び「へき地手当等」である。

5 級別、号給別人員

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2		1								
3										
4		1						1		
5										
6										
7		1								
8		68	2							
9		13								
10		10	1							
11		21								
12	9	62	7						1	
13	1	7	2						2	
14	2	14	6						3	
15		58	59						3	
16	16	36	18						3	
17	7	9	9						2	
18	1	23	19						1	
19	2	61	63	4					2	
20	20	21	18					1	4	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
21	人 7	人 10	人 13	人 15	人	人	人	人 6	人 1	人
22	4	14	27	5				3		
23	3	67	61	2				3		
24	16	28	21					5	1	
25	10	11	19					5		
26	3	20	45	19				3		
27	3	75	38	3				4		
28	14	23	18	7			1	9		
29	14	8	22	8			1	11		
30	7	20	49	17			17	8		
31	17	11	39	6			16	4		
32	154	12	21	11			14		1	
33	14	5	18	11			10	3		
34	10	12	47	23		1	13	4		
35	16		32	12			9	5		
36	120	6	12	5		1	11	4		
37	8	4	8	6			12	1		
38	19	5	26	12	5		8	6		
39	22	1	16	7		2	5	1		
40	11	4	7	5		1	11	1		
41	2	2	6	1	3		3			
42	4	6	12	12		1	3	1		
43	3	2	6	14	2	1	2	1		
44	5	1	3	6		3	1	2		
45	2	1	6	12	4	1		4		
46	2	3	12	17			2			
47	3	1	8	3	4	1	2			
48	1	1	6	8	3	1				
49			3	9	5	3	1			
50	3	1	11	18	3	11				
51	1	2	4	7		31				
52	3		3	8	2	13				
53	1		4	10	1	22				
54	2		6	13	1	29	1			
55	3		7	7		23				
56	4			12		14				
57	1	1	3	11	3	13				
58	1	1	5	8	3	9	1			
59	1		3	6	1	14				
60	1		2	11	2	10				
61			2	14	2	6				
62	1		1	9	4	3				
63			4	9		5				
64	3		2	7	3	2				
65	1	1	1	18	1	5				
66				14	7	3				
67		2	2	9	5	2				
68	2		2	19	8	5				
69	2		1	12	18	3				
70	1		2	16	9	5				
71	2		1	12	5	1				
72				9	9	2				
73		1	3	10	13					
74			1	19	6	2				
75			2	12	20					
76	1		1	17	15	3				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			4	8	17	1				
78	2		5	6	12	1				
79			1	17	11					
80	2		3	11	11	2				
81			1	15	28	1				
82			4	13	6	1				
83			1	5	23					
84	1		1	6	18					
85			2	5	23	4				
86			1	10	11					
87	1		2	6	20					
88	1		2	10	9					
89			5	9	16					
90			2	15	8					
91	1		2	10	25					
92		1	4	4	10					
93	3		4	8	111					
94				10						
95			2	6						
96			2	10						
97			4	7						
98			4	5						
99			2	6						
100			1	4						
101			1	175						
102			5							
103			3							
104			2							
105			2							
106										
107			7							
108			2							
109			2							
110			6							
111			2							
112			3							
113			35							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125		1								
計	597	770	1,007	958	526	262	146	97	24	-

計	4,387
---	-------

第2表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

給料表区分	職員数		平均年齢	平均経験年数
	人	構成比		
全職員	21,334	100.0	39.4	17.2
行政職給料表	4,770	22.3	40.0	17.8
公安職給料表	6,478	30.4	38.2	17.1
教育職給料表(2)	3,389	15.9	40.5	17.4
教育職給料表(3)	5,958	27.9	39.0	16.2
医療職給料表(1)	42	0.2	46.8	20.8
医療職給料表(2)	165	0.8	41.5	18.0
医療職給料表(3)	126	0.6	46.1	21.8
研究職給料表	197	0.9	41.1	17.8
特定任期付職員給料表	5	-	42.6	-
小計	21,130	99.0	39.3	17.1
企業職給料表	103	0.5	44.4	22.0
現業職(協約)給料表	101	0.5	56.6	36.9

- (注) 1 再任用職員は含まれていない。(以下第11表までについて同じ。)
 2 全職員欄及び小計欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。

第3表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男性	女性
全職員	100.0	0.2	16.2	6.4	77.2	62.6	37.4
行政職給料表	100.0	0.1	17.1	7.4	75.4	57.3	42.7
公安職給料表	100.0	-	39.4	5.2	55.4	87.8	12.2
教育職給料表(2)	100.0	-	0.3	3.0	96.7	53.7	46.3
教育職給料表(3)	100.0	-	-	7.4	92.6	43.7	56.3
医療職給料表(1)	100.0	-	-	-	100.0	69.0	31.0
医療職給料表(2)	100.0	-	-	8.5	91.5	52.7	47.3
医療職給料表(3)	100.0	-	4.0	90.5	5.5	56.3	43.7
研究職給料表	100.0	-	0.5	0.5	99.0	73.6	26.4
特定任期付職員給料表	100.0	-	-	-	100.0	100.0	-
小計	100.0	0.0	16.0	6.4	77.6	62.4	37.6
企業職給料表	100.0	-	12.6	4.9	82.5	83.5	16.5
現業職(協約)給料表	100.0	37.6	52.5	8.9	1.0	71.3	28.7

第4表 職員の給料表別平均給与月額

給料表区分	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	計
	円	円	円	円	円	円	円
全職員	337,927	9,099	23,867	7,135	4,737	3,062	385,827
行政職給料表	308,417	6,440	25,263	8,631	9,310	319	358,380
公安職給料表	331,588	13,234	29,773	5,412	1,682	535	382,224
教育職給料表(2)	363,304	7,534	22,793	8,637	2,858	5,090	410,216
教育職給料表(3)	352,880	7,699	16,686	7,033	5,083	5,472	394,853
医療職給料表(1)	464,750	8,964	85,194	5,000	54,786	219,448	838,142
医療職給料表(2)	328,733	7,364	20,822	8,481	3,380	5,032	373,812
医療職給料表(3)	340,487	11,698	18,458	3,783	1,808	238	376,472
研究職給料表	331,379	7,168	23,743	8,104	8,285	1,887	380,566
特定任期付職員給料表	553,800	-	52,057	-	-	-	605,857
小計	337,794	9,102	23,867	7,150	4,732	3,090	385,735
企業職給料表	336,288	10,544	25,188	8,492	10,421	291	391,224
現業職(協約)給料表	367,473	6,985	22,444	2,689	-	-	399,591

(注) 1 「給料」には、「給料の調整額」及び「教職調整額」を含む。
 2 「その他」は、「単身赴任手当(基礎額)」、「特地勤務手当等」、「へき地手当等」、「初任給調整手当」及び「義務教育等教員特別手当」である。

第5表 職員の給料表別、学歴別及び年齢別の人員分布並びに平均給料月額

1 全職員

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳			36	182,006							36	182,006
19歳			63	188,597							63	188,597
20歳			85	190,805	7	193,114					92	190,980
21歳			81	196,358	18	201,061					99	197,213
22歳			78	206,814	32	205,456	355	210,029			465	209,175
23歳			74	213,959	20	213,485	460	213,927			554	213,915
24歳			83	224,235	24	223,783	471	220,725			578	221,356
25歳			97	233,609	16	226,675	436	229,319			549	230,000
26歳			78	237,335	25	239,592	472	237,267			575	237,377
27歳			93	248,567	22	241,845	468	248,762			583	248,470
28歳			63	251,694	16	252,025	527	257,398			606	256,663
29歳			63	261,754	15	251,640	534	263,975			612	263,444
30歳			61	263,685	18	261,667	554	271,198			633	270,203
31歳			68	276,263	14	269,629	597	281,214			679	280,479
32歳			54	283,948	15	276,173	611	288,320			680	287,705
33歳			45	283,658	25	284,860	667	299,192			737	297,757
34歳			79	297,365	16	281,900	698	306,466			793	305,064
35歳			61	301,038	39	296,610	649	314,717			749	312,660
36歳			60	315,783	30	309,660	594	324,057			684	322,700
37歳			72	329,974	29	307,203	454	334,629			555	332,592
38歳			68	333,368	33	325,473	520	341,504			621	339,761
39歳			68	347,035	32	334,734	535	349,905			635	348,834
40歳			64	344,625	31	330,010	466	358,066			561	354,982
41歳			51	361,475	29	336,438	414	363,718			494	361,885
42歳			66	365,164	28	351,300	388	372,340			482	370,135
43歳			51	371,965	29	368,203	398	377,551			478	376,388
44歳			69	376,262	45	369,295	383	382,184			497	380,195
45歳			61	390,580	37	368,135	337	386,900			435	385,820
46歳			66	400,665	41	372,921	301	391,198			408	390,893
47歳	*	*	79	400,035	54	384,000	290	397,471			425	396,077
48歳			100	400,404	51	378,133	302	400,393			453	397,890
49歳			101	396,849	49	382,421	316	401,953			466	398,793
50歳	*	*	118	406,185	48	384,328	308	406,815			475	404,316
51歳	*	*	127	404,658	61	387,850	251	407,155			440	403,673
52歳	3	369,200	82	401,651	44	387,770	297	407,675			426	404,189
53歳	4	361,000	112	404,492	58	394,947	287	410,378			461	406,578
54歳	3	373,200	110	408,796	41	396,907	282	409,917			436	408,158
55歳	6	374,067	115	414,256	54	403,244	307	415,484			482	413,304
56歳	*	*	95	414,394	45	406,135	277	415,730			419	414,113
57歳	3	378,867	139	416,860	45	409,501	347	419,003			534	417,419
58歳	5	376,360	140	414,707	62	399,648	443	422,929			650	418,579
59歳	5	373,420	156	417,356	49	409,181	421	422,400			631	419,738
60歳以上	8	366,188	17	359,988	23	284,439	55	332,288			103	328,808
計	43		3,449		1,370		16,472			21,334		
平均給料月額	370,098円		336,285円		344,814円		329,441円		331,616円			
平均年齢	56.0歳		41.1歳		44.1歳		38.6歳		39.4歳			
学歴構成比	0.2%		16.2%		6.4%		77.2%		100.0%			

2 行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員）

年齢	学歴		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳			7	160,900					7	160,900
19歳			9	165,000					9	165,000
20歳			27	173,570	*	*			29	173,455
21歳			26	175,819	3	176,200			29	175,859
22歳			19	183,632	11	186,264	105	193,834	135	191,781
23歳			22	193,182	6	192,033	155	198,519	183	197,664
24歳			17	201,112	4	200,125	149	203,335	170	203,037
25歳			16	209,225	5	205,880	116	209,648	137	209,461
26歳			20	215,185	3	218,133	138	218,176	161	217,804
27歳			18	219,744	6	224,400	108	224,379	132	223,748
28歳			15	222,900	3	223,900	124	231,878	142	230,761
29歳			12	238,642	6	231,483	131	237,853	149	237,660
30歳			13	239,931	5	240,620	138	246,283	156	245,572
31歳			10	251,670	3	241,567	125	255,155	138	254,607
32歳			6	252,917	*	*	130	262,168	138	261,427
33歳			11	263,527	4	270,225	130	269,264	145	268,855
34歳			17	269,676	*	*	131	276,927	149	276,006
35歳			15	271,993	12	267,217	120	282,766	147	280,397
36歳			10	283,570	8	280,663	85	290,786	103	289,299
37歳			8	273,563	6	294,733	51	297,376	65	294,201
38歳			15	298,347	5	299,260	73	303,389	93	302,354
39歳			7	311,714	7	313,057	74	312,305	88	312,318
40歳			15	318,933	7	305,357	52	319,127	74	317,785
41歳			7	323,314	6	303,317	60	328,820	73	326,196
42歳			10	337,040	4	349,175	40	342,685	54	342,120
43歳			11	357,791	4	340,825	47	343,349	62	345,748
44歳			11	344,236	5	321,360	47	350,334	63	346,970
45歳			7	353,471	9	355,822	50	359,450	66	358,321
46歳			11	359,500	11	358,045	48	351,282	70	353,636
47歳	*	*	13	370,608	9	368,711	48	366,534	71	367,625
48歳			26	365,988	17	363,259	62	374,964	105	370,846
49歳			33	369,989	14	369,902	63	382,900	110	377,372
50歳	*	*	28	378,816	20	374,421	79	386,815	128	383,026
51歳			38	373,469	15	381,196	68	390,015	121	383,725
52歳			24	373,629	16	371,234	92	390,257	132	384,928
53歳			40	384,759	19	379,491	90	394,582	149	390,021
54歳			34	382,537	14	383,594	117	397,573	165	393,288
55歳	*	*	36	389,687	16	392,529	105	402,429	159	398,380
56歳			27	396,402	15	398,756	90	406,178	132	403,335
57歳	*	*	37	402,677	16	400,862	101	407,145	155	405,325
58歳			41	403,910	17	383,104	118	415,109	176	409,409
59歳			43	405,370	14	405,402	126	409,309	183	408,084
60歳以上			*	*	*	*	13	320,415	17	303,923
計	5		814		352		3,599		4,770	
平均給料月額	382,840円		317,735円		334,801円		303,531円		308,346円	
平均年齢	52.8歳		42.4歳		45.2歳		38.9歳		40.0歳	
学歴構成比	0.1%		17.1%		7.4%		75.4%		100.0%	

3 公安職給料表（警察官）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳			29	187,100							29	187,100
19歳			54	192,530							54	192,530
20歳			57	198,909	5	201,600					62	199,126
21歳			54	206,620	13	207,254					67	206,743
22歳			59	214,280	20	215,895	88	218,200			167	216,539
23歳			51	223,102	13	223,000	111	223,349			175	223,251
24歳			66	230,191	17	229,706	119	229,726			202	229,876
25歳			80	238,790	10	236,440	78	237,065			168	237,849
26歳			57	245,395	17	244,200	101	244,357			175	244,680
27歳			73	255,888	15	250,740	110	253,112			198	253,956
28歳			48	260,692	9	257,744	119	259,621			176	259,817
29歳			51	267,192	8	265,375	118	264,386			177	265,240
30歳			48	270,119	10	268,810	121	269,174			179	269,407
31歳			58	280,503	8	272,613	132	276,250			198	277,349
32歳			48	287,827	7	281,271	137	281,682			192	283,203
33歳			34	290,171	13	282,192	138	289,931			185	289,431
34歳			62	304,956	8	293,813	162	299,431			232	300,714
35歳			46	310,509	13	304,615	157	308,538			216	308,722
36歳			50	322,226	10	309,020	169	317,970			229	318,509
37歳			64	337,025	11	312,927	125	332,587			200	332,926
38歳			53	343,279	10	335,100	121	343,609			184	343,052
39歳			61	351,089	9	343,433	125	352,467			195	351,619
40歳			48	354,471	6	348,983	144	363,313			198	360,735
41歳			43	367,372	6	348,133	113	369,617			162	368,225
42歳			56	370,186	7	360,986	103	377,876			166	374,569
43歳			40	375,863	12	376,033	105	388,308			157	384,199
44歳			58	382,336	15	391,187	97	392,044			170	388,656
45歳			52	396,052	5	406,360	87	400,038			144	398,818
46歳			54	409,094	9	396,078	95	406,844			158	407,000
47歳			65	406,724	10	410,030	80	408,195			155	407,697
48歳			74	412,496	8	408,500	81	415,968			163	414,025
49歳			66	412,795	3	392,500	78	413,208			147	412,600
50歳			89	415,326	4	408,900	61	421,709			154	417,687
51歳			88	418,499	9	411,667	43	422,047			140	419,150
52歳			52	417,114	3	408,700	29	421,373			84	418,284
53歳			63	423,228	*	*	38	428,765			103	425,135
54歳			73	423,297	*	*	19	426,761			93	423,957
55歳			79	425,453	*	*	35	429,323			115	426,454
56歳			64	424,485			22	426,359			86	424,964
57歳			96	424,253	*	*	33	429,543			131	425,729
58歳			87	424,699	4	415,550	44	423,325			135	423,980
59歳			101	426,670	*	*	54	428,164			157	427,063
60歳以上												
計			2,551		335		3,592		6,478			
平均給料月額			341,465円		304,937円		327,012円		331,562円			
平均年齢			40.2歳		34.7歳		37.1歳		38.2歳			
学歴構成比			39.4%		5.2%		55.4%		100.0%			

4 教育職給料表（2）（府立高校・特別支援学校の教育職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳										
19 歳										
20 歳										
21 歳										
22 歳							43	216,519	43	216,519
23 歳							70	221,094	70	221,094
24 歳							71	228,390	71	228,390
25 歳					*	*	65	236,122	66	236,074
26 歳			*	*	*	*	66	247,052	69	246,306
27 歳			*	*			94	258,104	96	257,743
28 歳					*	*	88	267,072	89	267,022
29 歳							98	276,420	98	276,420
30 歳							100	284,572	100	284,572
31 歳							135	292,807	135	292,807
32 歳							120	299,973	120	299,973
33 歳					*	*	133	311,429	134	311,125
34 歳					*	*	149	317,528	151	317,281
35 歳					3	327,667	127	327,632	130	327,633
36 歳					*	*	112	334,786	113	334,765
37 歳					7	304,186	92	341,341	99	338,714
38 歳					*	*	98	349,119	100	349,224
39 歳					3	330,900	120	356,344	123	355,724
40 歳			*	*	*	*	77	364,070	80	360,677
41 歳			*	*			75	369,059	76	369,137
42 歳					*	*	72	377,441	74	377,509
43 歳					*	*	85	378,761	86	378,781
44 歳					4	384,369	75	385,950	79	385,870
45 歳			*	*	3	348,133	67	387,882	71	386,365
46 歳			*	*	*	*	40	393,604	42	393,594
47 歳					6	367,500	52	399,431	58	396,128
48 歳					*	*	59	403,994	60	404,027
49 歳			*	*	3	388,600	58	406,681	62	404,103
50 歳					3	388,467	48	414,966	51	413,408
51 歳			*	*	6	402,599	45	413,769	52	411,673
52 歳			*	*	*	*	70	419,440	73	418,214
53 歳					3	412,967	63	416,217	66	416,069
54 歳					7	415,757	52	421,575	59	420,885
55 歳					6	416,850	83	420,883	89	420,611
56 歳			*	*	9	411,028	78	420,112	88	418,720
57 歳					*	*	105	426,703	107	426,574
58 歳					10	416,748	153	427,248	163	426,604
59 歳					5	402,300	126	431,056	131	429,959
60歳以上					3	279,900	12	279,808	15	279,827
計			12		101		3,276		3,389	
平均給料月額			330,633 円		372,327 円		345,925 円		346,658 円	
平均年齢			42.7 歳		48.6 歳		40.2 歳		40.5 歳	
学歴構成比			0.3 %		3.0 %		96.7 %		100.0 %	

5 教育職給料表（3）（小・中学校の教育職員）

年齢	学歴		学歴		学歴		学歴		合計	
	区分		区分		区分		区分		区分	
	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳										
19 歳										
20 歳										
21 歳					*	*			*	*
22 歳					*	*	116	216,370	117	216,297
23 歳					*	*	121	221,060	122	221,039
24 歳					3	221,767	124	228,879	127	228,711
25 歳							167	237,200	167	237,200
26 歳					3	238,400	150	246,774	153	246,610
27 歳							141	259,199	141	259,199
28 歳					*	*	183	268,607	185	268,555
29 歳					*	*	170	278,315	171	278,223
30 歳					3	272,933	180	285,837	183	285,626
31 歳					3	289,733	191	294,563	194	294,489
32 歳					3	297,733	212	302,416	215	302,350
33 歳					6	304,917	256	313,234	262	313,044
34 歳					*	*	231	322,221	232	322,078
35 歳					10	316,190	236	329,369	246	328,833
36 歳					10	333,010	211	337,422	221	337,222
37 歳					3	338,067	174	345,664	177	345,535
38 歳					12	342,917	215	351,544	227	351,088
39 歳					10	356,000	206	358,390	216	358,279
40 歳					10	356,830	177	363,960	187	363,579
41 歳					13	359,369	156	369,066	169	368,320
42 歳					10	356,420	168	374,036	178	373,046
43 歳					10	375,570	153	380,849	163	380,525
44 歳					15	377,940	155	384,552	170	383,969
45 歳					13	385,231	124	390,482	137	389,983
46 歳					9	386,953	110	393,577	119	393,076
47 歳					21	396,975	95	400,431	116	399,805
48 歳					19	383,132	82	402,323	101	398,713
49 歳					20	396,133	100	403,470	120	402,247
50 歳					15	393,207	110	410,304	125	408,252
51 歳					17	382,673	81	410,987	98	406,076
52 歳					19	405,475	94	414,639	113	413,098
53 歳					30	404,026	81	414,822	111	411,904
54 歳					16	399,447	77	415,483	93	412,724
55 歳					24	408,093	74	418,608	98	416,033
56 歳					15	411,558	76	419,982	91	418,594
57 歳					22	415,117	94	421,111	116	419,974
58 歳					25	401,545	112	424,214	137	420,077
59 歳					26	413,740	95	424,308	121	422,037
60歳以上					16	277,400	21	277,400	37	277,400
計					439		5,519		5,958	
平均給料月額						376,052 円		336,967 円		339,847 円
平均年齢						48.5 歳		38.2 歳		39.0 歳
学歴構成比						7.4 %		92.6 %		100.0 %

6 医療職給料表（1）（医師、歯科医師）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18歳												
19歳												
20歳												
21歳												
22歳												
23歳												
24歳								*	*	*	*	
25歳								*	*	*	*	
26歳								*	*	*	*	
27歳								*	*	*	*	
28歳												
29歳								*	*	*	*	
30歳												
31歳												
32歳								*	*	*	*	
33歳								*	*	*	*	
34歳								*	*	*	*	
35歳												
36歳								*	*	*	*	
37歳												
38歳								*	*	*	*	
39歳												
40歳								*	*	*	*	
41歳								*	*	*	*	
42歳								*	*	*	*	
43歳												
44歳												
45歳												
46歳								*	*	*	*	
47歳								5	482,672	5	482,672	
48歳								3	509,270	3	509,270	
49歳								*	*	*	*	
50歳												
51歳								*	*	*	*	
52歳												
53歳								*	*	*	*	
54歳												
55歳								*	*	*	*	
56歳												
57歳												
58歳								*	*	*	*	
59歳								*	*	*	*	
60歳以上								9	547,485	9	547,485	
計								42		42		
平均給料月額								464,750	円	464,750	円	
平均年齢								46.8	歳	46.8	歳	
学歴構成比								100.0	%	100.0	%	

7 医療職給料表（2）（薬剤師、獣医師、その他医療技術職員）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18歳												
19歳												
20歳												
21歳												
22歳												
23歳												
24歳								*	*	*	*	
25歳								4	221,525	4	221,525	
26歳								5	225,880	5	225,880	
27歳								*	*	6	231,983	
28歳								4	233,775	7	229,286	
29歳								6	237,750	4	233,775	
30歳								6	237,750	6	237,750	
31歳								4	248,050	4	248,050	
32歳								4	263,950	4	263,950	
33歳								5	279,280	5	279,280	
34歳								*	*	*	*	
35歳								6	287,583	6	287,583	
36歳								3	275,133	3	275,133	
37歳								4	308,525	4	308,525	
38歳								3	309,467	3	309,467	
39歳								7	303,757	7	303,757	
40歳								7	330,886	7	330,886	
41歳								*	*	7	334,857	
42歳								4	360,050	8	330,788	
43歳								*	*	4	360,050	
44歳								5	351,360	*	*	
45歳								3	362,600	5	351,360	
46歳								*	*	3	362,600	
47歳								5	344,840	6	348,633	
48歳								*	*	*	*	
49歳								4	379,675	4	379,675	
50歳								11	375,972	11	375,972	
51歳								*	*	5	379,120	
52歳								3	389,078	6	380,800	
53歳								3	386,067	3	389,078	
54歳								*	*	4	373,375	
55歳								4	389,125	4	387,200	
56歳								4	394,575	5	387,200	
57歳								4	394,575	4	394,575	
58歳								*	*	7	388,225	
59歳								7	388,829	8	388,225	
60歳以上								4	406,117	6	403,211	
計								3	414,111	4	409,933	
平均給料月額								*	*	*	*	
平均年齢								*	*	3	397,400	
学歴構成比								*	*	3	400,518	
								*	*	*	*	
								14		151		
										165		
								363,707 円		325,120 円		
								49.4 歳		40.8 歳		
								8.5 %		91.5 %		
										100.0 %		

8 医療職給料表（3）（看護師等）

年齢	学歴		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	円	人員	円	人員	円	人員	円	人員	円
18歳										
19歳										
20歳										
21歳										
22歳										
23歳										
24歳										
25歳										
26歳										
27歳										
28歳					*	*			*	*
29歳										
30歳							*	*	*	*
31歳							*	*	*	*
32歳					3	267,667			3	267,667
33歳					*	*			*	*
34歳					4	252,500			4	252,500
35歳					*	*			*	*
36歳					*	*	*	*	*	*
37歳					*	*	*	*	3	282,167
38歳					4	267,400	*	*	5	260,220
39歳					3	292,167			3	292,167
40歳					5	312,980	*	*	6	302,767
41歳					4	294,050	*	*	5	286,700
42歳					5	317,740			5	317,740
43歳					*	*			*	*
44歳					5	321,160			5	321,160
45歳					5	325,400			5	325,400
46歳					9	353,511			9	353,511
47歳					7	344,143			7	344,143
48歳					6	359,317			6	359,317
49歳					6	362,839			6	362,839
50歳					6	376,700			6	376,700
51歳					12	383,458			12	383,458
52歳					*	*			*	*
53歳					4	376,115			4	376,115
54歳					*	*			*	*
55歳					4	400,900			4	400,900
56歳			*	*	5	404,947			6	404,289
57歳					*	*			*	*
58歳			3	400,567	4	400,800			7	400,700
59歳			*	*					*	*
60歳以上										
計			5		114		7		126	
平均給料月額			400,740 円		342,708 円		261,271 円		340,487 円	
平均年齢			57.8 歳		46.2 歳		36.1 歳		46.1 歳	
学歴構成比			4.0 %		90.5 %		5.5 %		100.0 %	

9 研究職給料表（研究職員）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18歳												
19歳												
20歳												
21歳												
22歳								*	*	*	*	
23歳					*	*		3	206,500	4	206,075	
24歳								3	207,833	3	207,833	
25歳								4	214,875	4	214,875	
26歳								6	226,383	6	226,383	
27歳								8	231,350	8	231,350	
28歳								8	241,338	8	241,338	
29歳								5	249,400	5	249,400	
30歳								8	254,188	8	254,188	
31歳								7	269,643	7	269,643	
32歳								3	284,667	3	284,667	
33歳								6	288,233	6	288,233	
34歳								14	288,807	14	288,807	
35歳								3	298,800	3	298,800	
36歳								9	315,944	9	315,944	
37歳								4	306,200	4	306,200	
38歳								3	320,833	3	320,833	
39歳								*	*	*	*	
40歳								4	336,000	4	336,000	
41歳								*	*	*	*	
42歳								3	355,800	3	355,800	
43歳								*	*	*	*	
44歳								5	352,980	5	352,980	
45歳								4	369,350	4	369,350	
46歳								4	373,250	4	373,250	
47歳							*	*	4	378,500	5	376,160
48歳								3	370,700	3	370,700	
49歳								7	399,088	7	399,088	
50歳								5	404,660	5	404,660	
51歳								6	400,459	6	400,459	
52歳								*	*	*	*	
53歳								6	412,374	6	412,374	
54歳								5	408,800	5	408,800	
55歳								3	417,452	3	417,452	
56歳								7	415,030	7	415,030	
57歳								8	414,812	8	414,812	
58歳								9	420,981	9	420,981	
59歳								10	435,841	10	435,841	
60歳以上												
計				*		*		195		197		
平均給料月額				* 円		* 円		331,847 円		331,379 円		
平均年齢				23.0 歳		47.0 歳		41.1 歳		41.1 歳		
学歴構成比				0.5 %		0.5 %		99.0 %		100.0 %		

10 特定任期付職員給料表

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	
		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
18 歳												
19 歳												
20 歳												
21 歳												
22 歳												
23 歳												
24 歳												
25 歳												
26 歳												
27 歳												
28 歳								*	*	*	*	
29 歳												
30 歳												
31 歳												
32 歳												
33 歳												
34 歳												
35 歳												
36 歳												
37 歳												
38 歳												
39 歳												
40 歳												
41 歳								*	*	*	*	
42 歳												
43 歳												
44 歳								*	*	*	*	
45 歳												
46 歳								*	*	*	*	
47 歳												
48 歳												
49 歳												
50 歳												
51 歳												
52 歳												
53 歳												
54 歳								*	*	*	*	
55 歳												
56 歳												
57 歳												
58 歳												
59 歳												
60歳以上												
計								5		5		
平均給料月額								553,800 円		553,800 円		
平均年齢								42.6 歳		42.6 歳		
学歴構成比								100.0 %		100.0 %		

11 行政職・公安職・教育職・医療職・研究職・特定任期付職員給料表の合計

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳			36	182,006							36	182,006
19歳			63	188,597							63	188,597
20歳			84	190,764	7	193,114					91	190,945
21歳			80	196,610	18	201,061					98	197,428
22歳			78	206,814	32	205,456	354	210,074			464	209,208
23歳			74	213,959	20	213,485	460	213,927			554	213,915
24歳			83	224,235	24	223,783	469	220,788			576	221,409
25歳			96	233,863	16	226,675	435	229,362			547	230,073
26歳			78	237,335	25	239,592	468	237,438			571	237,518
27歳			93	248,567	22	241,845	468	248,762			583	248,470
28歳			63	251,694	16	252,025	527	257,398			606	256,663
29歳			63	261,754	15	251,640	529	264,162			607	263,603
30歳			61	263,685	18	261,667	552	271,247			631	270,243
31歳			68	276,263	14	269,629	595	281,284			677	280,539
32歳			54	283,948	15	276,173	608	288,475			677	287,841
33歳			45	283,658	25	284,860	666	299,273			736	297,829
34歳			79	297,365	16	281,900	695	306,597			790	305,174
35歳			61	301,038	39	296,610	646	314,914			746	312,823
36歳			60	315,783	30	309,660	592	324,208			682	322,827
37歳			72	329,974	29	307,203	450	334,963			551	332,850
38歳			68	333,368	33	325,473	519	341,579			620	339,821
39歳			68	347,035	32	334,734	534	349,775			634	348,722
40歳			64	344,625	31	330,010	464	358,266			559	355,137
41歳			51	361,475	29	336,438	412	363,800			492	361,946
42歳			66	365,164	28	351,300	388	372,340			482	370,135
43歳			51	371,965	29	368,203	396	377,523			476	376,359
44歳			69	376,262	44	370,159	383	382,184			496	380,294
45歳			60	391,140	36	368,922	337	386,900			433	385,993
46歳			66	400,665	41	372,921	299	391,407			406	391,045
47歳	*	*	78	400,705	54	384,000	288	397,592			421	396,364
48歳			100	400,404	51	378,133	301	400,475			452	397,938
49歳			100	397,552	47	383,209	312	402,310			459	399,317
50歳	*	*	117	406,588	48	384,328	306	406,944			472	404,485
51歳			127	404,658	60	388,013	247	407,678			434	404,076
52歳			78	403,075	42	389,766	291	408,257			411	405,384
53歳			103	408,289	58	394,947	283	410,629			444	408,038
54歳			107	410,346	41	396,907	278	410,156			426	408,928
55歳	*	*	115	414,256	53	403,383	306	415,536			476	413,763
56歳			93	415,594	45	406,135	276	415,837			414	414,728
57歳	*	*	133	418,251	44	410,265	343	419,236			521	418,173
58歳			131	417,640	61	399,699	440	423,119			632	419,723
59歳			145	420,176	47	410,184	414	422,650			606	421,092
60歳以上			*	*	21	275,143	55	332,288			78	314,811
計	5		3,383		1,356		16,386			21,130		
平均給料月額	382,840円		335,764円		344,560円		329,423円			331,422円		
平均年齢	52.8歳		40.8歳		44.0歳		38.6歳			39.3歳		
学歴構成比	0.0%		16.0%		6.4%		77.6%			100.0%		

12 企業職給料表（企業職員）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳												
19歳												
20歳			*	*							*	*
21歳			*	*							*	*
22歳								*	*		*	*
23歳												
24歳								*	*		*	*
25歳			*	*				*	*		*	*
26歳								4	217,325		4	217,325
27歳												
28歳												
29歳								5	244,140		5	244,140
30歳								*	*		*	*
31歳								*	*		*	*
32歳								3	256,900		3	256,900
33歳								*	*		*	*
34歳								3	276,200		3	276,200
35歳								3	272,333		3	272,333
36歳								*	*		*	*
37歳								4	297,075		4	297,075
38歳								*	*		*	*
39歳								*	*		*	*
40歳								*	*		*	*
41歳								*	*		*	*
42歳												
43歳								*	*		*	*
44歳												
45歳			*	*							*	*
46歳								*	*		*	*
47歳								*	*		*	*
48歳								*	*		*	*
49歳							*	*	3	383,922	4	388,190
50歳								*	*		*	*
51歳							*	*	4	374,825	5	375,480
52歳			3	376,567				6	379,437		9	378,480
53歳			*	*				4	392,599		6	382,183
54歳								4	393,304		4	393,304
55歳							*	*	*	*	*	*
56歳								*	*		*	*
57歳			*	*				4	399,012		6	401,460
58歳							*	*	3	395,167	4	395,500
59歳			*	*	*	*	*	7	407,568		10	403,928
60歳以上												
計			13		5			85			103	
平均給料月額			337,863 円		393,479 円		332,684 円		336,288 円			
平均年齢			46.5 歳		54.4 歳		43.5 歳		44.4 歳			
学歴構成比			12.6 %		4.9 %		82.5 %		100.0 %			

13 現業職（協約）給料表（現業職員）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18歳												
19歳												
20歳												
21歳												
22歳												
23歳												
24歳												
25歳												
26歳												
27歳												
28歳												
29歳												
30歳												
31歳												
32歳												
33歳												
34歳												
35歳												
36歳												
37歳												
38歳												
39歳												
40歳												
41歳												
42歳												
43歳												
44歳							*	*		*	*	
45歳							*	*		*	*	
46歳												
47歳	*	*		*	*					*	*	
48歳												
49歳				*	*	*	*	*	*	3	332,733	
50歳				*	*					*	*	
51歳	*	*								*	*	
52歳	3	369,200		*	*	*	*			6	360,850	
53歳	4	361,000		7	360,957					11	360,973	
54歳	3	373,200		3	353,533					6	363,367	
55歳	4	366,550								4	366,550	
56歳	*	*		*	*					4	357,500	
57歳	*	*		4	375,850	*	*			7	375,000	
58歳	5	376,360		9	372,011					14	373,564	
59歳	5	373,420		9	376,833	*	*			15	375,593	
60歳以上	8	366,188		15	374,560	*	*			25	372,480	
計	38			53		9		*		101		
平均給料月額	368,421 円		369,153 円		356,100 円		* 円		367,473 円			
平均年齢	56.4 歳		57.4 歳		53.4 歳		49.0 歳		56.6 歳			
学歴構成比	37.6 %		52.5 %		8.9 %		1.0 %		100.0 %			

(注) 「*」は人員が1～2人の場合である。

第6表 職員の扶養手当の支給状況

その1 給料表別扶養親族数

給料表区分	職員数	受給職員数	扶養親族数				平均扶養親族数		平均手当額	
			配偶者	子	その他の扶養親族	計	職員1人当たり	受給職員1人当たり	職員1人当たり	受給職員1人当たり
全職員	21,334	9,758	4,419	14,627	337	19,383	0.9	2.0	9,099	19,894
行政職給料表	4,770	1,627	746	2,153	111	3,010	0.6	1.9	6,440	18,881
公安職給料表	6,478	3,800	2,301	6,385	40	8,726	1.3	2.3	13,234	22,561
教育職給料表(2)	3,389	1,422	513	1,941	57	2,511	0.7	1.8	7,534	17,956
教育職給料表(3)	5,958	2,582	696	3,710	104	4,510	0.8	1.7	7,699	17,766
医療職給料表(1)	42	20	12	28	1	41	1.0	2.1	8,964	18,825
医療職給料表(2)	165	56	20	94	-	114	0.7	2.0	7,364	21,696
医療職給料表(3)	126	68	19	116	7	142	1.1	2.1	11,698	21,676
研究職給料表	197	79	40	100	4	144	0.7	1.8	7,168	17,873
特定任期付職員給料表	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	21,130	9,654	4,347	14,527	324	19,198	0.9	2.0	9,102	19,923
企業職給料表	103	54	36	71	2	109	1.1	2.0	10,544	20,111
現業職(協約)給料表	101	50	36	29	11	76	0.8	1.5	6,985	14,110

(注) 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

その2 扶養親族数別職員数

区分	受給職員数	うち扶養親族である配偶者を有する者	うち扶養親族である子を有する者	うち配偶者・子以外の扶養親族を有する者
計	9,765	4,419	8,563	293
1人	3,890	1,017	2,732	141
2人	2,937	1,098	2,895	79
3人	2,245	1,677	2,243	48
4人	591	536	591	15
5人	94	86	94	8
6人以上	8	5	8	2

第7表 職員の地域手当の支給状況

給料表区分	支給地域別受給職員数(構成比)						平均手当 月額
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	計	
全職員	人 21 (0.1%)	人 8,831 (41.4%)	人 5,945 (27.9%)	人 1,385 (6.5%)	人 5,152 (24.1%)	人 21,334 (100.0%)	円 23,867
行政職給料表	20 (0.4%)	2,813 (59.0%)	727 (15.2%)	155 (3.3%)	1,055 (22.1%)	4,770 (100.0%)	25,263
公安職給料表	- (-)	4,675 (72.2%)	945 (14.6%)	144 (2.2%)	714 (11.0%)	6,478 (100.0%)	29,773
教育職給料表(2)	- (-)	1,068 (31.5%)	1,025 (30.3%)	265 (7.8%)	1,031 (30.4%)	3,389 (100.0%)	22,793
教育職給料表(3)	- (-)	49 (0.8%)	2,962 (49.7%)	795 (13.4%)	2,152 (36.1%)	5,958 (100.0%)	16,686
医療職給料表(1)	- (-)	21 (50.0%)	16 (38.1%)	1 (2.4%)	4 (9.5%)	42 (100.0%)	85,194
医療職給料表(2)	1 (0.6%)	44 (26.7%)	42 (25.5%)	4 (2.4%)	74 (44.8%)	165 (100.0%)	20,822
医療職給料表(3)	- (-)	- (-)	116 (92.1%)	- (-)	10 (7.9%)	126 (100.0%)	18,458
研究職給料表	- (-)	88 (44.7%)	38 (19.3%)	9 (4.5%)	62 (31.5%)	197 (100.0%)	23,743
特定任期付職員給料表	- (-)	5 (100.0%)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (100.0%)	52,057
小計	21 (0.1%)	8,763 (41.5%)	5,871 (27.8%)	1,373 (6.5%)	5,102 (24.1%)	21,130 (100.0%)	23,867
企業職給料表	- (-)	31 (30.1%)	54 (52.4%)	7 (6.8%)	11 (10.7%)	103 (100.0%)	25,188
現業職(協約)給料表	- (-)	37 (36.6%)	20 (19.8%)	5 (5.0%)	39 (38.6%)	101 (100.0%)	22,444

(注) 1 地域手当の支給地域別の支給割合は、下表のとおりである。

区分	支給地域	現行支給割合
1級地	東京都の特別区	100分の17.4
2級地	京都市	100分の9.4
3級地	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町	100分の5.4
4級地	木津川市、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、相楽郡和束町、相楽郡精華町、相楽郡南山城村	100分の4.4
5級地	2級地から4級地まで以外の府内の地域	100分の3.2

2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の支給割合は、支給地域の区分にかかわらず、100分の16である。

第8表 職員の住居手当の支給状況

給料表区分	職員数	受給 職員数	平均手当月額		職員自らが居住する住宅				単身赴任者の配偶者が居住する住宅
			職員1人 当たり	受給職員1 人当たり	手当月額 11,000円 以下受給 者	手当月額 11,100円 以上 30,000円 未満の受 給者	手当月額 30,000円 の受給者	小計	
	人	人	円	円	人	人	人	人	人
全職員	21,334	5,404	7,135	28,169	23	2,104	3,275	5,402	3 (1)
行政職給料表	4,770	1,473	8,631	27,950	4	612	857	1,473	- (-)
公安職給料表	6,478	1,249	5,412	28,068	17	434	796	1,247	3 (1)
教育職給料表(2)	3,389	1,027	8,637	28,501	1	388	638	1,027	- (-)
教育職給料表(3)	5,958	1,480	7,033	28,311	-	587	893	1,480	- (-)
医療職給料表(1)	42	7	5,000	30,000	-	-	7	7	- (-)
医療職給料表(2)	165	51	8,481	27,439	-	27	24	51	- (-)
医療職給料表(3)	126	17	3,783	28,035	-	9	8	17	- (-)
研究職給料表	197	60	8,104	26,608	1	30	29	60	- (-)
特定任期付 職員給料表	5	-	-	-	-	-	-	-	- (-)
小計	21,130	5,364	7,150	28,166	23	2,087	3,252	5,362	3 (1)
企業職給料表	103	30	8,492	29,157	-	10	20	30	- (-)
現業職(協約) 給料表	101	10	2,689	27,160	-	7	3	10	- (-)

(注) 「単身赴任者の配偶者が居住する住宅」欄の()内は、「職員自らが居住する住宅」についての手当も受給している者の人数である。

第9表 職員の特勤勤務（へき地）手当等及び初任給調整手当の支給状況

給料表区分	職員数	特勤勤務（へき地）手当等			初任給調整手当		
		受給職員数	平均手当月額		受給職員数	平均手当月額	
			職員1人当たり	受給職員1人当たり		職員1人当たり	受給職員1人当たり
	人	人	円	円	人	円	円
全職員	21,334	116	95	17,520	76	477	133,816
行政職給料表	4,770	10	23	11,150	-	-	-
公安職給料表	6,478	11	26	15,317	-	-	-
教育職給料表(2)	3,389	-	-	-	-	-	-
教育職給料表(3)	5,958	92	288	18,626	-	-	-
医療職給料表(1)	42	-	-	-	39	218,019	234,790
医療職給料表(2)	165	-	-	-	30	5,032	27,673
医療職給料表(3)	126	-	-	-	-	-	-
研究職給料表	197	3	197	12,904	7	929	26,143
特定任期付職員給料表	5	-	-	-	-	-	-
小計	21,130	116	96	17,520	76	481	133,816
企業職給料表	103	-	-	-	-	-	-
現業職（協約）給料表	101	-	-	-	-	-	-

第10表 職員の管理職手当の支給状況

給料表区分	職員数	支給区分別受給職員数										平均手当月額	
		1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	9種	計	職員1人当たり	受給職員1人当たり
全職員	21,334	33	127	101	158	42	293	83	353	321	1,511	4,737	66,889
行政職給料表	4,770	31	90	43	100	-	267	-	7	35	573	9,310	77,504
公安職給料表	6,478	-	21	53	42	-	-	-	-	-	116	1,682	93,955
教育職給料表(2)	3,389	-	-	-	-	15	-	36	61	68	180	2,858	53,801
教育職給料表(3)	5,958	-	-	-	-	27	-	47	284	218	576	5,083	52,577
医療職給料表(1)	42	1	10	3	6	-	-	-	-	-	20	54,786	115,050
医療職給料表(2)	165	-	-	-	3	-	5	-	-	-	8	3,380	69,713
医療職給料表(3)	126	-	-	-	2	-	1	-	-	-	3	1,808	75,933
研究職給料表	197	1	4	1	4	-	10	-	-	-	20	8,285	81,605
特定任期付職員給料表	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	21,130	33	125	100	157	42	283	83	352	321	1,496	4,732	66,842
企業職給料表	103	-	2	1	1	-	10	-	1	-	15	10,421	71,560
現業職(協約)給料表	101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第11表 職員の通勤手当の支給状況

給料表区分	職員数	通勤方法別受給職員数					平均手当月額	
		交通機関 利用者 A	交通用具使用者		併用者 D	計 (A+B+C+D)	職員 1人 当たり	受給職員 1人 当たり
			自動車・ バイクを 使用する 者 B	自転車の みを使用 する者 C				
全職員	21,334	5,854	11,071	692	572	18,189	9,430	11,060
行政職給料表	4,770	2,372	1,183	242	168	3,965	11,834	14,237
公安職給料表	6,478	2,505	2,509	331	201	5,546	9,325	10,892
教育職給料表(2)	3,389	505	2,284	52	72	2,913	9,385	10,919
教育職給料表(3)	5,958	226	4,757	42	94	5,119	7,338	8,541
医療職給料表(1)	42	19	7	3	1	30	8,035	11,248
医療職給料表(2)	165	64	58	9	9	140	13,875	16,353
医療職給料表(3)	126	14	99	-	-	113	7,268	8,104
研究職給料表	197	81	66	5	20	172	14,090	16,138
特定任期付 職員給料表	5	2	-	2	-	4	11,378	14,222
小計	21,130	5,788	10,963	686	565	18,002	9,406	11,041
企業職給料表	103	56	29	3	7	95	14,624	15,855
現業職(協約) 給料表	101	10	79	3	-	92	9,025	9,908

第12表 再任用職員の適用給料表別人員

給料表区分	暫定再任用職員	
	フルタイム勤務職員数	短時間勤務職員数
全職員	997人	242人
60歳	281	37
61歳	280	49
62歳	195	33
63歳	168	45
64歳	73	78
行政職給料表	289	149
公安職給料表	107	-
教育職給料表(2)	379	40
教育職給料表(3)	173	17
医療職給料表(2)	12	2
医療職給料表(3)	-	9
研究職給料表	12	13
小計	972	230
企業職給料表	12	5
現業職(協約)給料表	13	7

2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

京都府人事委員会、人事院及び京都市人事委員会等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の府内の民間事業所 1,013事業所
なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、令和2年の調査以降は除外していた病院を本年は再び調査対象とした。

イ 調査対象職種

76職種（行政職に相当する職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を地域、産業、規模等によって24層に層化し、これらの層から227事業所を無作為に抽出（層化無作為抽出法）し、調査を行った。

調査の完結した事業所は第13表その1のとおりである。

イ 従業員の抽出

調査対象は、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者及び役員等を除外して抽出した。

これらの従業員数は第13表その2のとおりである。

(5) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、得られた調査結果を上記(3)のアに示す母集団に復元して行った。

第13表 職種別民間給与実態調査の対象

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計			
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
産 業 計	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
	186	96	66	24	
農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	10	8	-	2	
製造業	78	36	31	11	
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	26	11	7	8	
卸売業, 小売業	10	5	3	2	
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	15	12	2	1	
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	47	24	23	-	

- (注) 1 上記のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所及び移転事業所が5事業所、調査不能の事業所が36事業所あった。
- 2 調査対象事業所227事業所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所及び移転事業所5事業所を除いた222事業所に占める調査完了事業所の割合（調査完了率）は、83.8%である。

その2 産業別調査従業員数

産 業	項 目	調査対象 事業所の 従業員数	調 査 完 了 事 業 所			
			従業員数	調査対象 職種該当 従業員数	調査実人員	うち初任給 関係職種
産 業 計		人	人	人	人	人
		165,852	34,188	18,290	11,865	795
農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業		3,222	1,144	568	497	5
製造業		69,193	15,869	9,516	5,979	383
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業		19,381	2,828	584	545	18
卸売業, 小売業		8,443	1,618	469	402	13
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業		6,831	2,899	1,546	1,081	84
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業		58,782	9,830	5,607	3,361	292

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴 (新規学卒者)	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円
事務員・技術者計	大 学 卒	228,563	230,821	227,211	205,975
	短 大 卒	189,037	182,258	192,262	-
	高 校 卒	176,360	180,060	174,567	174,666
事 務 員	大 学 卒	221,290	218,844	224,934	202,993
	短 大 卒	179,778	168,682	186,366	-
	高 校 卒	172,637	176,136	170,210	168,000
技 術 者	大 学 卒	239,586	244,828	231,695	221,305
	短 大 卒	201,639	209,355	199,012	-
	高 校 卒	178,107	182,967	176,109	178,000

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 事務員と技術者のみを対象としたものである。

第15表 民間における初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	項 目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増 額	据置き	減 額	
				%	%	%	
大 学 卒	規 模 計		41.2	(65.8)	(34.2)	-	58.8
		500人以上	46.7	(64.7)	(35.3)	-	53.3
		100人以上500人未満	43.6	(65.6)	(34.4)	-	56.4
		100人未満	16.8	(76.6)	(23.4)	-	83.2
高 校 卒	規 模 計		12.5	(88.2)	(11.8)	-	87.5
		500人以上	8.3	(92.9)	(7.1)	-	91.7
		100人以上500人未満	17.3	(93.0)	(7.0)	-	82.7
		100人未満	10.0	(50.0)	(50.0)	-	90.0

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100%とした割合である。

第16表 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	%	%	%	%
係 員	49.4	2.8	-	47.8
課 長 級	38.6	3.7	-	57.7

(注) ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第17表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
	%	%	%	%	%	%	%
係 員	86.3	85.0 (98.5)	23.8 (27.6)	5.1 (5.9)	56.1 (65.0)	1.3 (1.5)	13.7
課 長 級	70.2	69.6 (99.0)	19.0 (27.0)	3.8 (5.4)	46.8 (66.7)	0.7 (1.0)	29.8

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
2 () 内は、定期昇給制度がある事業所を100%とした割合である。

第18表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）

企業規模 項目 職種名	規 模 計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調 査 実 人員	平均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実 人員	平均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実 人員	平均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実 人員	平均 年 齢	平 均 給 与 月 額
	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
支 店 長 工 場 長	20	51.7	764,894	15	54.2	822,684	5	46.8	650,307	-	-	-
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
36～39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40～43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44～47	4	-	685,235	2	-	820,183	2	-	573,489	-	-	-
48～51	*	-	*	*	-	*	-	-	-	-	-	-
52～55	5	-	963,840	4	-	964,520	*	-	*	-	-	-
56～59	9	-	760,327	8	-	783,391	*	-	*	-	-	-
60～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大学卒	11	50.4	755,367	8	53.9	826,350	3	45.5	655,762	-	-	-
短大卒	4	52.1	695,888	2	55.0	761,709	2	49.5	638,649	-	-	-
高校卒	5	54.4	840,555	5	54.4	840,555	-	-	-	-	-	-
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事 務 部 長 技 術 部 長	563	52.4	628,866	355	53.5	665,302	171	51.1	591,521	37	50.3	502,334
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	3	-	757,837	2	-	877,100	*	-	*	-	-	-
36～39	5	-	612,489	2	-	668,115	3	-	578,248	-	-	-
40～43	24	-	601,577	12	-	626,453	10	-	569,775	2	-	627,400
44～47	61	-	595,122	28	-	676,057	24	-	582,311	9	-	458,131
48～51	113	-	609,254	55	-	692,422	43	-	564,427	15	-	498,491
52～55	195	-	635,994	140	-	654,320	52	-	608,259	3	-	389,248
56～59	149	-	647,567	106	-	669,503	35	-	604,264	8	-	577,278
60～	13	-	640,079	10	-	621,662	3	-	682,789	-	-	-
大学卒	436	52.3	639,541	291	53.3	676,986	123	50.9	594,286	22	48.5	471,227
短大卒	50	53.2	601,613	27	53.7	618,308	16	51.8	581,337	7	54.6	588,996
高校卒	76	53.0	588,087	37	54.7	611,146	32	51.7	585,538	7	51.2	490,450
中学卒	*	*	*	-	-	-	-	-	-	*	*	*
事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	213	51.0	630,853	130	50.6	713,137	75	51.1	540,993	8	53.9	486,308
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
36～39	8	-	547,141	5	-	601,820	3	-	477,781	-	-	-
40～43	19	-	715,176	15	-	796,079	4	-	499,675	-	-	-
44～47	28	-	636,386	19	-	676,025	8	-	595,129	*	-	*
48～51	48	-	636,286	26	-	727,391	21	-	558,256	*	-	*
52～55	68	-	626,698	44	-	720,438	22	-	498,062	2	-	488,050
56～59	40	-	620,711	21	-	686,152	15	-	580,300	4	-	510,925
60～	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
大学卒	156	50.7	645,645	103	50.7	725,560	47	50.3	538,347	6	54.7	493,426
短大卒	20	52.1	635,360	12	49.9	726,145	6	55.8	545,817	2	51.5	463,610
高校卒	35	51.5	569,781	15	50.8	607,757	20	51.9	549,692	-	-	-
中学卒	2	49.0	506,377	-	-	-	2	49.0	506,377	-	-	-
事 務 課 長 技 術 課 長	1,201	49.2	536,319	821	49.5	566,494	322	48.5	490,526	58	49.1	409,917
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	*	-	*	*	-	*	-	-	-	-	-	-
32～35	23	-	438,039	15	-	504,386	5	-	351,838	3	-	311,915
36～39	61	-	485,794	35	-	504,547	24	-	477,542	2	-	352,750
40～43	158	-	508,886	93	-	555,938	59	-	458,396	6	-	365,700
44～47	211	-	527,809	140	-	556,954	59	-	498,353	12	-	387,976
48～51	312	-	534,674	224	-	563,677	71	-	474,524	17	-	427,504
52～55	262	-	565,832	206	-	585,531	49	-	505,105	7	-	438,323
56～59	159	-	552,352	105	-	578,655	45	-	522,702	9	-	438,895
60～	14	-	557,566	2	-	471,275	10	-	588,453	2	-	462,000
大学卒	862	48.6	552,688	614	49.0	579,940	211	47.8	509,344	37	46.7	401,090
短大卒	128	50.1	510,551	83	50.5	534,273	37	48.1	471,927	8	56.0	458,543
高校卒	209	51.0	489,857	124	51.1	525,198	73	50.9	446,899	12	50.7	414,990
中学卒	2	50.3	310,348	-	-	-	*	*	*	*	*	*

企業規模 項目 職種名	規模計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調査 実人員	平均 年齢	平均 給与月額	調査 実人員	平均 年齢	平均 給与月額	調査 実人員	平均 年齢	平均 給与月額	調査 実人員	平均 年齢	平均 給与月額
	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
事務課長代理 技術課長代理	538	46.3	469,247	431	46.8	487,851	91	44.0	402,932	16	45.3	305,127
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	3	-	429,446	*	-	*	2	-	446,791	-	-	-
32～35	36	-	392,705	21	-	407,274	13	-	380,654	2	-	246,927
36～39	74	-	424,487	55	-	449,560	18	-	347,946	*	-	*
40～43	85	-	452,451	75	-	474,273	6	-	343,084	4	-	262,750
44～47	98	-	450,486	74	-	462,713	19	-	437,085	5	-	296,365
48～51	105	-	470,788	84	-	483,214	20	-	410,617	*	-	*
52～55	73	-	518,481	62	-	527,506	10	-	470,499	*	-	*
56～59	59	-	563,627	55	-	577,925	2	-	423,529	2	-	328,250
60～	5	-	570,532	4	-	591,934	*	-	*	-	-	-
大学卒	425	45.7	469,739	341	46.3	487,305	73	42.9	402,045	11	43.2	290,709
短大卒	41	48.4	443,003	30	47.5	471,289	7	50.5	404,023	4	50.0	340,293
高校卒	72	49.5	479,743	60	50.1	499,420	11	47.0	407,647	*	*	*
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務係長 技術係長	1,419	45.2	397,143	1,035	45.5	410,905	329	43.9	350,140	55	47.6	348,645
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	30	-	336,441	22	-	351,939	8	-	291,679	*	-	*
32～35	160	-	340,366	109	-	354,988	49	-	305,241	2	-	297,056
36～39	218	-	363,563	162	-	374,485	52	-	326,295	4	-	308,593
40～43	241	-	380,559	180	-	396,118	53	-	325,511	8	-	304,423
44～47	215	-	405,954	151	-	419,255	54	-	369,104	10	-	342,571
48～51	238	-	421,178	171	-	434,659	52	-	372,563	15	-	386,626
52～55	197	-	433,598	150	-	445,020	39	-	386,485	8	-	387,276
56～59	108	-	437,428	85	-	445,486	18	-	395,558	5	-	372,833
60～	10	-	400,844	5	-	401,477	3	-	486,112	2	-	231,650
大学卒	977	44.1	400,938	736	44.4	411,226	222	42.5	356,494	19	45.8	380,527
短大卒	180	47.4	386,599	118	47.4	400,463	47	47.3	356,545	15	47.8	360,383
高校卒	259	49.0	386,465	178	49.9	416,517	60	46.3	319,821	21	49.2	311,434
中学卒	3	50.4	423,546	3	50.4	423,546	-	-	-	-	-	-
事務主任 技術主任	1,089	41.8	335,777	668	42.3	345,583	357	40.4	318,606	64	43.6	319,173
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	2	-	212,289	-	-	-	2	-	212,289	-	-	-
24～27	43	-	248,106	32	-	249,386	10	-	244,850	*	-	*
28～31	163	-	282,549	105	-	282,810	50	-	282,549	8	-	278,606
32～35	132	-	298,641	73	-	303,655	51	-	292,061	8	-	296,143
36～39	144	-	332,870	77	-	334,949	61	-	334,465	6	-	294,645
40～43	135	-	340,029	82	-	353,051	46	-	318,291	7	-	322,814
44～47	122	-	355,784	64	-	366,112	50	-	345,576	8	-	337,445
48～51	154	-	366,957	93	-	383,054	50	-	334,246	11	-	348,858
52～55	116	-	387,330	83	-	404,187	23	-	334,625	10	-	327,038
56～59	72	-	379,401	53	-	387,575	14	-	359,113	5	-	350,914
60～	6	-	314,407	6	-	314,407	-	-	-	-	-	-
大学卒	691	38.4	326,656	404	38.1	329,302	256	38.7	323,628	31	39.6	316,687
短大卒	165	45.9	338,325	107	45.3	347,529	40	45.4	306,627	18	50.4	341,746
高校卒	230	47.9	358,538	155	49.3	379,647	60	44.6	305,725	15	43.4	296,808
中学卒	3	45.8	300,901	2	47.5	328,777	*	*	*	-	-	-
事務係員 技術係員	4,217	37.3	305,207	2,644	37.9	316,232	1,343	35.9	291,641	230	39.5	246,993
～19歳	7	-	199,828	5	-	205,318	2	-	178,726	-	-	-
20～23	229	-	226,379	127	-	232,993	89	-	222,122	13	-	200,097
24～27	772	-	253,484	456	-	261,280	272	-	245,903	44	-	217,506
28～31	633	-	279,533	403	-	290,395	202	-	261,125	28	-	231,186
32～35	466	-	306,440	274	-	323,411	167	-	282,922	25	-	241,273
36～39	413	-	328,115	264	-	336,770	140	-	316,247	9	-	242,362
40～43	369	-	334,555	233	-	339,554	119	-	332,021	17	-	251,478
44～47	343	-	346,807	194	-	353,946	123	-	346,982	26	-	271,413
48～51	386	-	337,977	255	-	343,850	115	-	333,550	16	-	262,974
52～55	300	-	348,842	231	-	347,697	54	-	365,784	15	-	280,974
56～59	260	-	354,932	177	-	372,344	56	-	330,571	27	-	285,389
60～	39	-	363,565	25	-	367,982	4	-	461,163	10	-	242,266
大学卒	2,791	35.1	308,108	1,747	35.6	318,644	915	34.4	296,088	129	34.2	238,979
短大卒	579	39.8	290,964	351	41.0	298,611	196	37.0	280,348	32	47.0	268,476
高校卒	839	43.1	305,527	539	43.4	320,329	231	41.8	282,579	69	45.6	251,475
中学卒	8	41.8	303,052	7	41.2	318,988	*	*	*	-	-	-

(注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。(その2において同じ。)

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(その2において同じ。)

3 平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種該当従業員数に復元して算出した。(その2において同じ。)

(参考) 調査職種の該当要件

職 種	要 件	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 工 場 長	構成員50人以上の支店（社）・工場長の長（取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長 技 術 部 長	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	事 務 課 長 技 術 課 長	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	事 務 係 長 技 術 係 長	係の長及び係長級専門職
	事 務 主 任 技 術 主 任	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	事 務 係 員 技 術 係 員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者

(注) 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

(参考) 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表	府内の民間事業所		
	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10 級	部 長 等	部 長 等	部 長 等
9 級			
8 級	課 長	課 長	課 長
7 級			
6 級	課 長 代 理	課 長	課 長
5 級			
4 級	係 長	課 長 代 理	課 長 代 理
3 級			
2 級	主 任	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員	係 員

(注) 部長等には、支店長・工場長、部次長を含む。

その2 給与比較の対象外職種（企業規模計）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平均給与月額	備 考	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	-	-	-	見習及び外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	*	*	*		
	守 衛	2	60.0	284,306		
	用 務 員	-	-	-		
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	27	57.2	826,101		
	大 学 教 授	183	55.8	731,441		
	大 学 准 教 授	109	46.4	595,796		
	大 学 講 師	58	44.3	450,153		
	大 学 助 教	5	44.6	632,516		
職 種	高 等 学 校 校 長	*	*	*		
	高 等 学 校 教 頭	4	50.0	698,275		
	高 等 学 校 教 諭	29	38.7	486,010		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	5	52.0	754,026	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者	
	研 究 部 (課) 長	72	49.8	636,070		
	研 究 室 (係) 長	74	42.6	490,055		
	主 任 研 究 員	94	38.8	408,648		
	研 究 員	168	32.9	316,760		
	研 究 補 助 員	-	-	-		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	66.4	1,596,436	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
	副 院 長	11	57.4	1,639,503		
	医 科 長	55	48.8	1,320,317		
	医 師	89	41.2	896,014		
	歯 科 医 師	12	40.9	752,980		
	職 種	薬 局 長	5	52.9	487,206	部下に薬剤師2人以上
		薬 剤 師	59	33.7	330,901	
		診 療 放 射 線 技 師	58	37.8	322,809	
		臨 床 検 査 技 師	66	40.0	306,223	
		栄 養 士	41	34.8	255,097	
		理 学 療 法 士	115	32.9	281,000	
		作 業 療 法 士	73	32.5	272,978	
	職 種	総 看 護 師 長	9	52.8	526,094	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
		看 護 師 長	68	49.7	449,274	
看 護 師		263	41.6	341,407		
准 看 護 師		52	47.9	304,857		

第19表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	家族手当制度がない
76.7%	(82.9%)	23.3%

(注) ()内は、家族手当制度がある事業所を100%とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,765円
配偶者と子1人	18,743円
配偶者と子2人	25,678円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第20表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務関連手当を支給する	在宅勤務関連手当を支給しない	在宅勤務を実施していない
55.5%	(34.0)%	(66.0)%	44.5%

(注) ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100%とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況

支給目的	月 額										
光熱費の負担増への配慮のみ	~1,000円	~2,000円	~3,000円	~4,000円	~5,000円	~6,000円	~7,000円	~8,000円	~9,000円	~10,000円	10,001円~
	14.3%	33.2%	42.0%	10.5%							

(注) 在宅勤務関連手当の支給目的を「光熱費の負担増への配慮のみ」としている事業所を100%とした割合である。

第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
規模計		42.0	58.0	42.2	57.8	52.1	47.9
	500人以上	43.2	56.8	43.7	56.3	53.9	46.1
	100人以上500人未満	41.1	58.9	40.3	59.7	50.7	49.3
	100人未満	40.1	59.9	43.4	56.6	50.0	50.0

第22表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.3%	74.8%	24.5%	0.7%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100%とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
係員		68.2%	53.9%	31.8%
課長級		67.5%	47.3%	32.5%

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。

(第24表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100%とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	係員
70.3%	73.1%

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100%とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係資料

令和5年4月の標準生計費算定方法の概要

府民一般の標準的な生活の水準を把握するため、人事院が行う計算方法により、「家計調査」(総務省)等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

なお、職員給与決定に当たっては、標準生計費を参考にするとともに、生計費を踏まえて民間給与が決定されていると考えられることから、「2 民間給与関係資料」に示す民間給与と水準の均衡を図ることを通じて、生計費が反映されることとなる。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	……	食料
住居関係費	……	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……	被服及び履物
雑費 I	……	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費 II	……	その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」における令和5年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和5年4月の費目別標準生計費を算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和4年1月～12月の家計調査の調査世帯(全国・勤労者世帯)のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和5年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	39,340	39,670	62,470	85,260	108,050
住居関係費	56,690	60,300	54,800	49,290	43,790
被服・履物費	7,740	5,270	8,530	11,780	15,040
雑費 I	32,770	34,090	65,270	96,460	127,640
雑費 II	16,540	19,310	26,860	34,410	41,950
合計	153,080	158,640	217,930	277,200	336,470

4 労働経済関係資料

第206表 労働経済指標

項目	年 月															
	令和4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	4月	5月		
民間給与(厚生労働省毎月調査)	現金給与総額	全国	金額	314,136	314,414	313,414	439,461	313,414	312,841	328,417	702,042	316,337	309,496	335,655	324,953	327,254
		対前年同月増減率		2.6%		3.3	2.4	3.1	2.4	2.9	5.0	2.0	1.4	1.5	1.0	4.2
全産業	きまって支給する給与	全国	金額	299,515円	289,285	521,081	380,816	302,098	282,620	306,876	627,152	297,736	278,250	296,376	299,802	295,313
		対前年同月増減率		5.1%		4.6	1.0	8.2	2.0	1.5	5.7	△ 0.9	0.8	1.6	0.1	2.1
製造業	きまって支給する給与	全国	金額	307,905円	301,194	304,007	303,699	301,851	305,314	305,698	305,890	303,874	303,526	306,819	310,867	307,674
		対前年同月増減率		2.5%		2.0	2.3	2.6	2.3	2.6	2.4	1.7	1.3	0.9	1.0	2.2
消費支出(総務省家計調査)	全国	金額	281,441円	275,839	276,774	275,639	276,556	277,225	277,555	278,951	280,230	275,445	274,691	278,045	281,866	278,694
		対前年同月増減率		2.4%		1.0	2.4	2.0	1.6	1.8	1.9	△ 0.1	0.9	1.1	0.2	1.0
近畿地方	金額	金額	332,585円	323,723	328,671	329,687	325,718	328,836	331,244	331,797	331,183	325,419	328,512	331,383	335,500	331,424
		対前年同月増減率		0.5%		0.2	△ 0.2	△ 0.2	0.5	1.0	0.4	△ 0.1	0.6	0.7	1.0	0.9
京都市	金額	金額	346,037円	336,909	341,200	347,001	342,367	345,908	347,574	347,526	349,607	335,771	335,792	347,096	345,824	341,473
		対前年同月増減率		2.4%		3.0	3.3	3.5	3.3	2.5	3.6	0.0	△ 0.7	2.8	△ 0.1	1.4
消費物価指数(総合)	全国	金額	304,510円	287,687	276,885	285,313	289,974	280,999	298,006	285,947	328,114	301,646	272,214	312,758	303,076	286,443
		対前年同月増減率		1.2%		6.6	8.8	5.9	5.7	3.2	3.4	4.8	5.6	1.8	△ 0.5	△ 0.4
近畿地方	エンゲル係数	エンゲル係数	24.2%	27.1	26.8	27.2	27.5	27.4	26.9	26.8	28.7	25.4	27.1	25.7	26.0	28.7
		金額	330,761円	284,580	285,226	295,304	271,795	280,983	304,842	281,055	333,489	309,424	285,040	323,835	304,179	291,038
京都市	エンゲル係数	エンゲル係数	22.8%	27.8	26.2	26.3	30.1	28.1	26.8	28.2	29.8	25.3	27.1	26.1	26.7	29.1
		金額	326,958円	297,515	364,691	301,542	279,662	284,452	298,555	300,905	333,961	366,631	284,192	319,294	330,593	300,876
物価	消費物価指数(総合)	エンゲル係数	24.3%	26.6	21.7	29.2	32.1	31.3	28.8	28.9	29.9	21.4	26.7	26.4	26.5	29.4
		対前年同月上昇率		2.5%		2.4	3.0	3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5	3.2
雇用者数(労働力調査)	全国	雇用者数	6,059万人	6,046	6,043	6,043	6,046	6,059	6,055	6,039	6,048	6,060	6,024	6,051	6,064	6,073
		対前年同月増減率		1.24倍		1.27	1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.31
その他	有効求人倍率	有効求人倍率	1.16倍	1.17	1.19	1.20	1.22	1.23	1.24	1.26	1.26	1.25	1.24	1.21	1.23	1.23
		総実労働時間数(毎勤・全産業)	149.0	137.6	149.6	147.0	139.1	144.0	144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3	140.9
鉱工業生産指数(経済産業省)	うち所定外労働時間数	鉱工業生産指数	12.9	11.7	12.1	12.1	11.3	12.2	12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6	11.7
		対前年同月増減率		△ 2.7		△ 3.0	5.7	8.7	3.1	△ 1.4	△ 2.2	△ 2.8	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.7	4.2

(注) 1 雇用者数及び有効求人倍率は、季節調整値である。
 2 民間給与は、厚生労働省毎月勤労統計調査の常用労働者30人以上の事業所の数値である。

令和5年 給与勧告の骨子

本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のペースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)、大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以來33年ぶり
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以來、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以來、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

2 給与改定の内容と考え方 [実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定[内訳:俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.25月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00月(支給済み)	1.05月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与（行政職俸給表(一)）月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勧告後の初任給（行政職俸給表(一)）総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表（別添参照）

【別添】給与制度のアップデート 概要

公務員人事管理に関する報告の中で記述

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和



様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

1

人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇
 - ・ 新卒初任給の引上げ
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
 - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ② 民間人材等の処遇
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
 - ・ 特定任期付職員のボーナス拡充
 - ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2

組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

- ① 役割や活躍に応じた処遇
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
 - ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
 - ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
 - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)
- ② 円滑な配置等への対応
 - ・ 地域手当の大きくり化
 - ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
 - ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3

働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討

基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、
国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く
➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要



公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組



職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策



多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-being
の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し
聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致
幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化
交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実
民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討
優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現
潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

令和6年
給与アップデート

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新卒線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討
非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳代の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進
人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現 令和6年 給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等
個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置 令和6年 給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

職員のWell-beingの土台づくりを資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて
勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

I 現状

- 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。（育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大）

IV 施行日

令和7年4月1日

